

第3次芦屋市地域福祉計画

【原案】

平成29年2月

芦屋市

芦屋市民憲章

昭和39年(1964年)5月告示

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

目 次

第1章 わたしたちの暮らしと「地域福祉」	1
1 地域福祉とは	1
2 「芦屋の地域福祉」の現状と課題	4
第2章 計画の基本的事項	11
1 計画策定の背景と目的	11
2 計画の位置づけ	12
3 計画の期間	13
4 計画の策定方法	13
5 計画の推進方法	13
第3章 地域福祉推進の基本的な考え方	14
1 「芦屋の地域福祉」推進の“あいことば”	14
2 推進の視点	15
3 それぞれの役割と協働の考え方	16
4 それぞれの区域での取組	18
第4章 「芦屋の地域福祉」を進めるためにわたしたちが取り組むこと	19
1 推進目標と取組の柱	19
推進目標 1 “みんなが思いやり・支えあう福祉”への理解を広げる	
推進目標 2 つながりのあるコミュニティをつくる	
推進目標 3 “できること・したいこと”での参加を進める	
推進目標 4 ニーズに気づき、支援につなぐ	
推進目標 5 多様な“困りごと”を包括的に支えるサービスや活動を充実する	
推進目標 6 尊厳ある生活を支える	
推進目標 7 誰もが暮らしやすいまちづくりを進める	
推進目標 8 誰もが安心・安全に暮らせるように支える	
推進目標 9 地域福祉をみんなで進める仕組みをつくる	
2 取組を進める上での視点とキーワード	25
第5章 重点的に進める取組	30

資 料 編	37
1 計画策定の経過	38
2 規則・要綱等	40
3 委員名簿	44
4 市民意見の募集（パブリックコメント）	48
5 地域の福祉を話しあう市民会議	49
6 地域福祉に関する市民意識調査	50
7 検討部会（ワーキングチーム）	51
8 第2次芦屋市地域福祉計画に基づく取組と今後の課題	52
9 用語の説明	64

第1章 わたしたちの暮らしと「地域福祉」

1 地域福祉とは

「ちいき」の力をあわせて、わたしたちの 「ふ」だんの 「く」うしの 「し」あわせをつくること

わたしたちの暮らしと「地域」

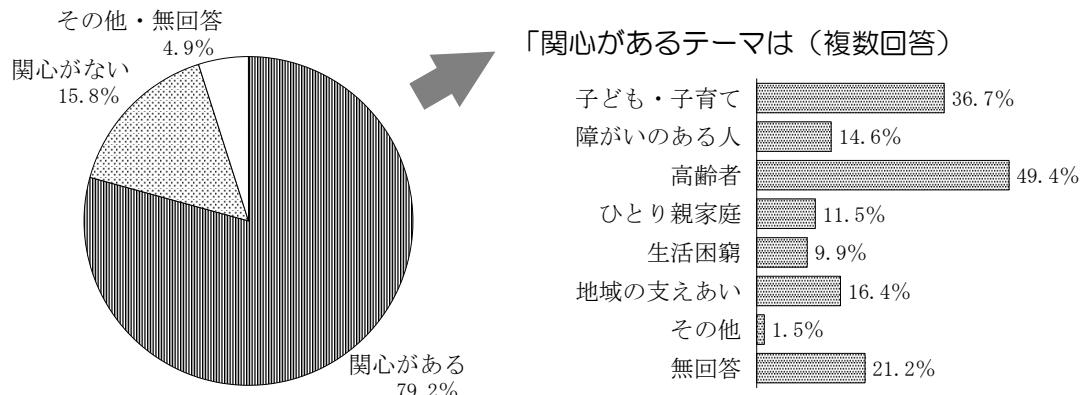
- わたしたちが「自分のまち」と感じる地域の範囲は人によって様々です。「ご近所」や「自治会・町内会の範囲」と思う人や、「小学校区」や「中学校区」、あるいは「芦屋市」やもっと広い範囲だと思う人もいます。
- 「自分のまち」と感じる地域の範囲は、生活スタイルや価値観、地域との関わり方や求めるもの等によって異なりますが、暮らし、学び、働き、楽しむ上での基盤として、心地よく過ごせる場所であってほしいと誰もが願います。
- また、自然に挨拶を交わし、さりげなく気遣い、楽しく過ごし、いざというときには支えあえるつながりが身近な「地域」にあることが、安心して心豊かに暮らす上での大きな力になります。

地域福祉は、誰もが“我が事”として主体的に取り組みながら、日常生活に関わる様々な人や機関などが、それぞれの強みを活かして役割を担い、協働することで実現できるものです。そのため、本市の地域福祉計画は、市民、団体、事業者、社会福祉協議会、市・関係機関等を「わたしたち」と呼び、みんなが主体的に取組を進める計画として推進しています。

「福祉」は、「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせ

- わたしたちが暮らす社会は豊かで便利になりましたが、一方で人と人とのつながりは弱くなってきたと言われます。少子高齢化が進む中で、景気の停滞、雇用情勢など社会経済の状況も変化し、日常の暮らしの中で、自分の力だけでは解決が難しい様々な“困りごと”が増えてきました。
- 日常生活の“困りごと”が増えるにつれて、“困りごと”を解決する「福祉」は決して他人事ではなく、わたしたちの「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせをつくるための取組として、誰にも身近なものになっています。
- この計画に市民の意見を広く反映するために無作為に抽出した18歳以上の市民3,000人に実施した市民意識調査（以下、「調査」という）では、約8割の人が「福祉や介護・子育ての支援に関心がある」と答えました。日常生活の中で“困りごと”があつたり、“近い将来に困るかもしれない”と不安を感じたりする人も少なくありません。
- この調査では、約8割の人が「日常生活の“困りごと”を解決するために、地域で支える」ことを肯定しています。これは、わたしたち一人ひとりが、困ったときには「地域福祉」の【受け手】になり、一方では、自分ができることで【担い手】にもなって支えあうことの大切さが、多くの人に理解されてきているといえます。
- しかし、地域の福祉を進める活動に参加している人は、十分であるとはいえないません。また、福祉や介護、子育てなどについて「どこに、何を相談すればよいかがわからない」と答えた人もおり、関心は高まっていても、実際の行動には結びついていないという課題もあります。

「あなたは福祉や介護、子育ての支援に関心がありますか」（市民意識調査）



「芦屋の地域福祉」を広げていくために

- 地域福祉への理解と参加を進めていくため、本市では、市民の誰もが“たすけ上手”で“たすけられ上手”な人になり、わたしたちがそれぞれの強みを活かして、お互いに支えあうこと目標に掲げて、地域福祉計画を推進してきました。
- わたしたちは、より多くの人が、困ったときにはSOSを発信できる“たすけられ上手”な【受け手】になるとともに、“たすけ上手”な【担い手】として地域福祉に関わることができますように、一層広く呼びかけていきます。

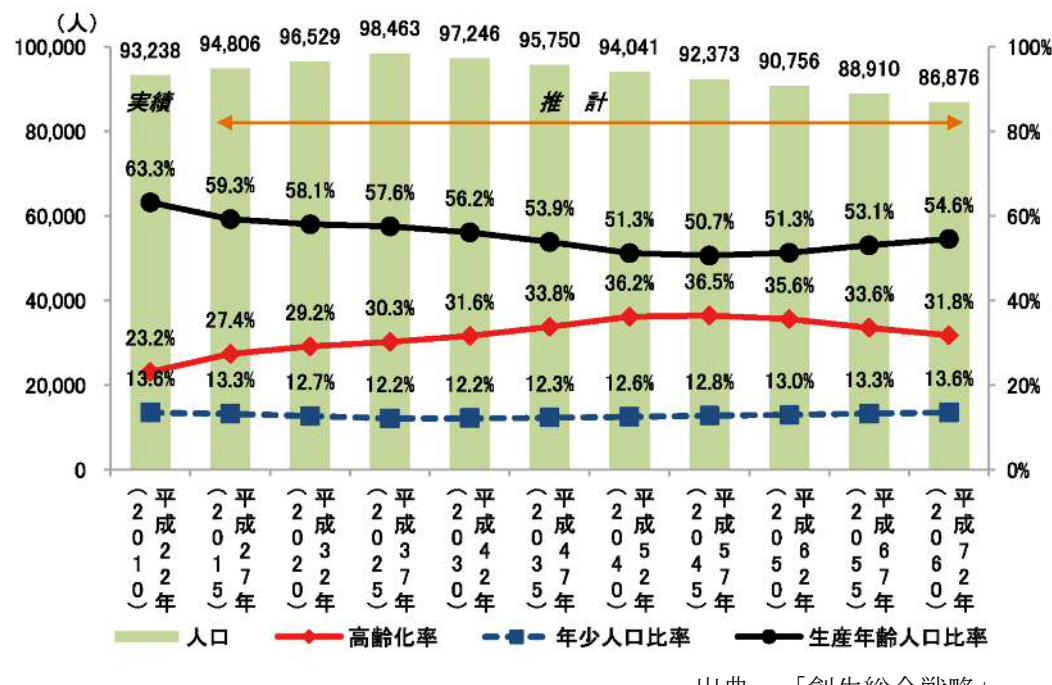
わたしたち一人ひとりが、

- ・ “できること・したいこと”で参加し、
その力を集めて「芦屋の地域福祉」を広げていきます。
- ・ 支えあうを通じて、人と人のつながりがある
“住み続けたいまち・住んでみたいまち”としての
魅力を高めていきます。

2 「芦屋の地域福祉」の現状と課題

○ 本市は国際文化住宅都市として発展してきました。「芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査（平成27年(2015年)3月実施）」より、利便性や生活環境の良さなどから、約85%の人が市内に住み続けたいと考えていることがわかります。しかし、阪神・淡路大震災の復興にともなって増加してきた人口は、平成37年をピークとして減少に転じると予測しています。こうした中で、人口減少に歯止めをかけるため、安全・安心で良好な住宅地としての魅力を高め、若い世代の子育ての希望をかなえるまちづくりを目指す「創生総合戦略」の取組を進めており、「地域福祉の推進」もこの取組の柱の一つに位置づけられています。

人口の将来目標



出典 「創生総合戦略」

全国的に人口急減と超高齢化が進む潮流の中、本市の人口は平成37年をピークに減少側面に入っていくと見込んでいますが、出生数と社会増の状態を維持することで、人口減少に歯止めをかけることを目指します。

《創生総合戦略》

基本目標1 安全・安心で良好な住宅地としての魅力を高め、継承する

○ 良好な住まい・住環境の形成 ○ 地域における医療・福祉の充実

○ 安全・安心なまちづくりの推進

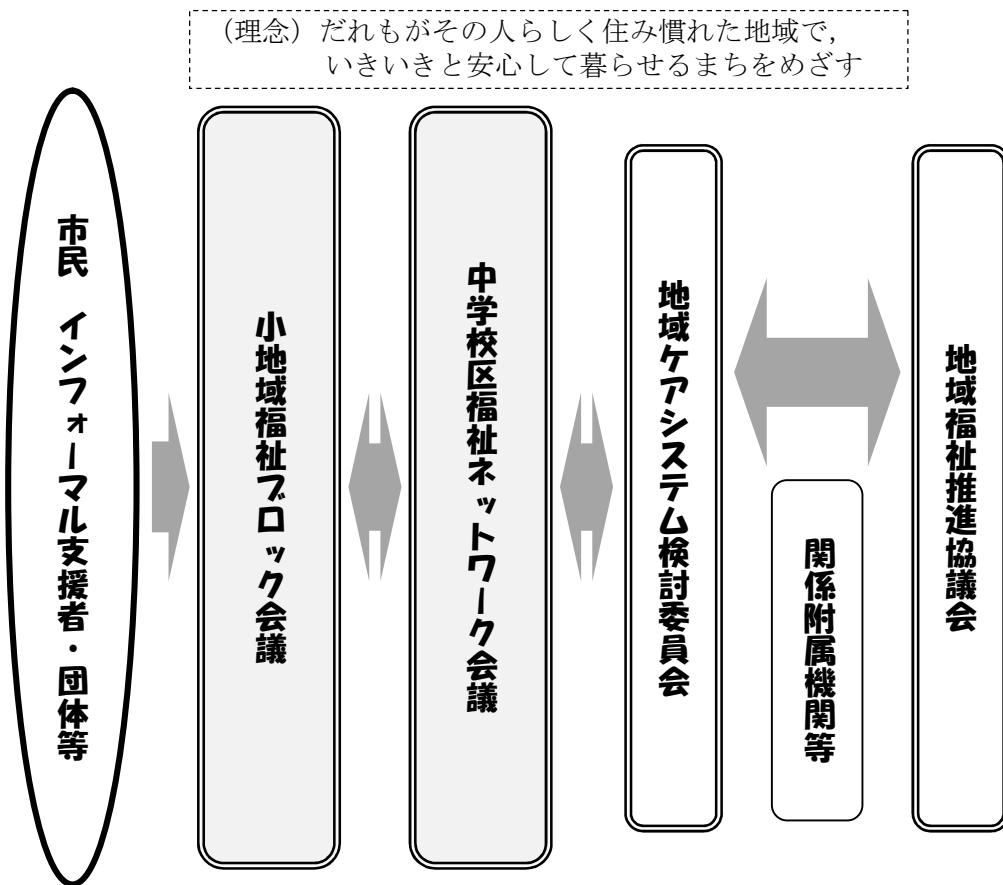
基本目標2 若い世代の子育て支援の希望をかなえる

○ 妊娠・出産・子育ての支援 ○ 教育環境の充実

地域福祉の
推進

- 本市では、自治会や地区福祉委員会などをはじめとする地域に根ざした組織や、ボランティア・NPO等の有志の団体を通じて、市民による様々な地域福祉活動が行われています。また、地域の取組と専門職や事業者などが効果的に連携できるよう「地域発信型ネットワーク」を構築し、地域の状況に応じた取組が進んでいます。

地域発信型ネットワークの概念図（平成28年度現在）



- 小地域福祉ブロック会議 小学校区内の自治会、マンションの管理組合、子ども会、民生委員・児童委員、福祉推進委員等や各種福祉諸活動関係者で構成され、ネットワークを活用した具体的な地域づくりの活動を行います。
- 中学校区福祉ネットワーク会議 各小地域福祉ブロック会議代表者と各種専門機関の中学校区代表者で構成され、圏域における福祉課題の共有、検討、集約を行います。また、「地域ケア会議」や「自立支援協議会実務者会」、「要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議」とも連動しています。
- 地域ケアシステム検討委員会 各会議間のコーディネートや所属機関の実務への反映、施策化の検討を行うとともに、ネットワーク全体の進捗管理と評価を行います。
- 関係附属機関等 法律等に基づいて設置する附属機関等である「地域包括支援センター運営協議会」、「地域密着型サービス運営委員会」、「自立支援協議会」、「要保護児童対策地域協議会」、「生活困窮者自立支援推進協議会」と「権利擁護支援システム推進委員会」を、地域発信型ネットワークに位置づけています。
- 地域福祉推進協議会 医療・保健・福祉の総合調整を行うとともに、システム全体の運営における基本方針や福祉施策への反映に関する協議を行います。

○ 地域福祉に関わる活動などに参加している人に呼びかけて、この計画の策定に向けて話しあった市民会議では、次のような課題が出されました。

* 地域活動を活性化する必要がある

- ・地域とつながりがなく、地域活動への関心や参加意識の低い住民が少なくないため、いろいろな行事などをしても参加者が集まらない。
- ・活動の担い手も固定化、高齢化し、後継者づくりが課題である。
- ・活動のネットワークづくりも必要である。

* 支援が必要な人へのアプローチが難しい

- ・見守りや災害時に支援が必要な人や、制度の狭間となる困りごとがある人、孤立している人から支援を断られ、アプローチが難しい。

* 情報を伝えられない・得られない

- ・活動の情報が知られていない。
- ・福祉や暮らしの多様な情報を得ることや、必要な情報を選ぶことが難しい。どこに相談すればよいかもわからない。

* 活動への支援が必要である

- ・活動を専門的に支援する人材や財源などが必要である。
- ・個人情報保護の問題が、活動の壁になることもある。

○ “民”と“公”が協働して「先導的に取り組む活動や事業」として、次の五つのプロジェクトが提案されました。

* イベント仕掛け人

- ・地域の人の顔がわかるように、イベントを支援する仕組みをつくる。

* ALL ASHIYA フェスティバル月間

- ・自分の地域以外のイベントに参加し、人や団体のつながりをつくる。

* スマートおせっかい

- ・支援が必要な人を支えるために、人と人のつながりをつくる。

* あしや玉手箱

- ・I C Tを利用する世代への情報提供の仕組みをつくる。

* ワーカー登録（ひとり一役 Part2）(仮)

- ・何かしたいと思っている人が登録し、担い手になってもらう。

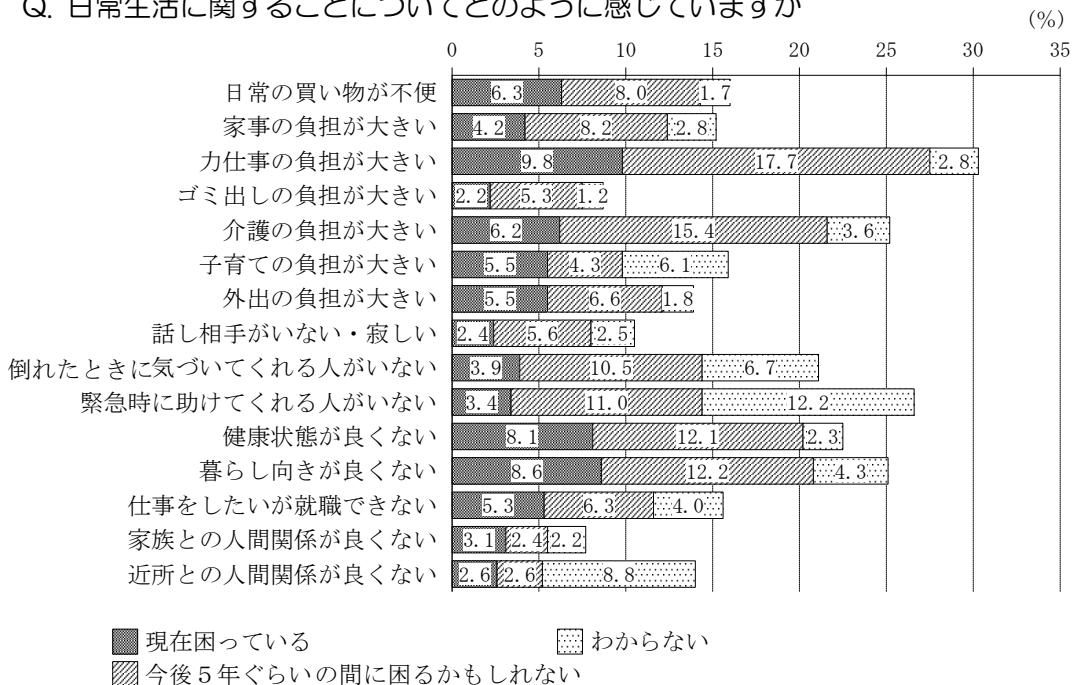
○ 調査の結果からは、次のようなニーズや課題が示されています。

【日常生活の“困りごと”の状況や、その対応について】

* 日常生活に関して、多様な“困りごと”や今後の不安がある

- ・健康や暮らし向きなどの状況とともに、力仕事や買い物、介護、子育て、外出といった日常生活の様々な場面で、現在困っている人や今後5年ぐらいの間に困るかもしれないと思う人が、それぞれの項目で約5～27%となっています。

Q. 日常生活に関することについてどのように感じていますか



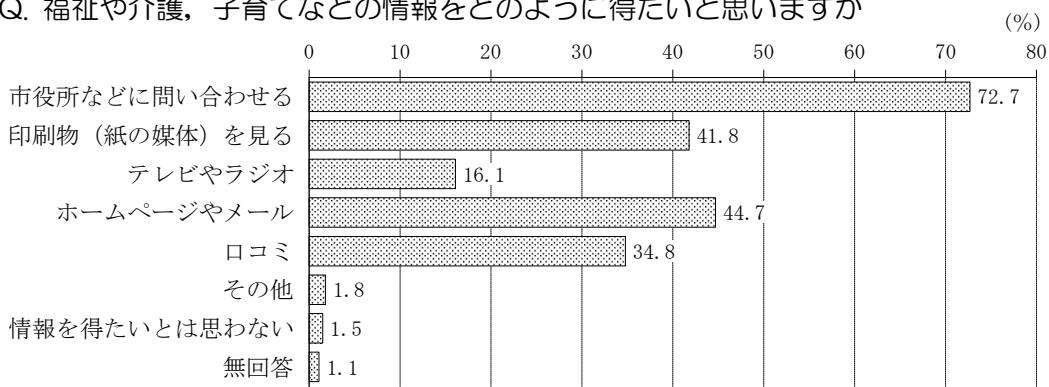
■ 現在困っている □ わからない
▨ 今後5年ぐらいの間に困るかもしれない

- ・上のグラフに示された自分の“困りごと”だけでなく、約2割の人は地域に気にかかる人がいます。また、その人を見守ったり支援したりしている人もいますが、どうすればよいかがわからない人もいます。

* 福祉や介護、子育ての情報や相談は、ＩＣＴを活用したいと思う人も多い

- ・“困りごと”的支援の情報を得たいと思う方法は、ホームページやメールが紙媒体をわずかに上回り、特に34歳以下の人は約7割がＩＣＴの活用を希望しています。

Q. 福祉や介護、子育てなどの情報をどのように得たいと思いますか

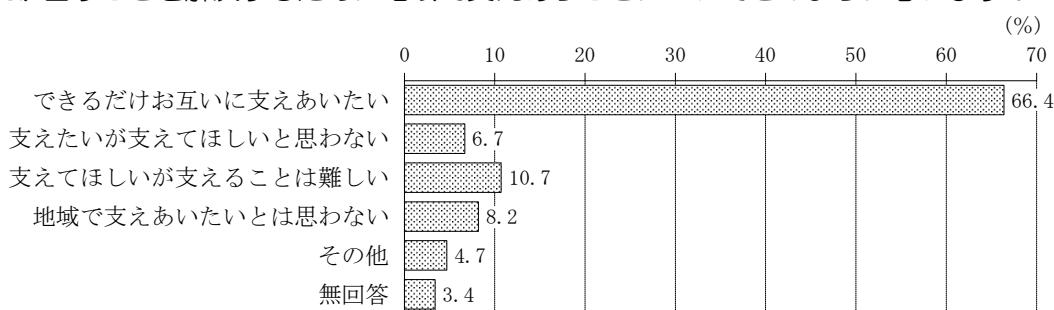


- ・“困りごと”が起きたときの相談方法として、市役所等の公的な機関の活用に次いで、電話やインターネットが多くあげられています。

【地域福祉を進める活動への参加について】

- * 多くの人は福祉や介護、子育てに関心があり、地域の支えあいを望んでいる
 - ・自分は「支えてほしいと思わない」人や「支えることは難しい」と思う人も含め、約8割の人は、日常生活の“困りごと”を地域で支えることを肯定しています。

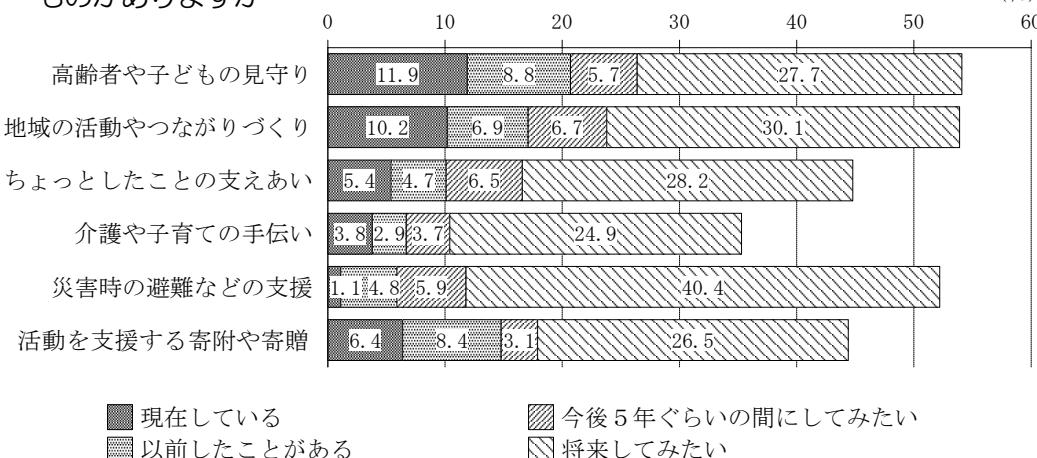
Q. 困りごとを解決するために地域で支えあうことについてどのように思いますか



- * 地域での福祉活動は、これからしてみたいと考える人が多い

- ・地域のつながりづくりや、見守り、支えあいなどの活動に現在参加している人はそれぞれの活動ごとに約1～12%ですが、今後してみたいと答えた人の割合はすべての項目で多くなっています。

Q. 地域の福祉や子育て支援を進める活動で、行っているものや今後行いたいと思うものがありますか

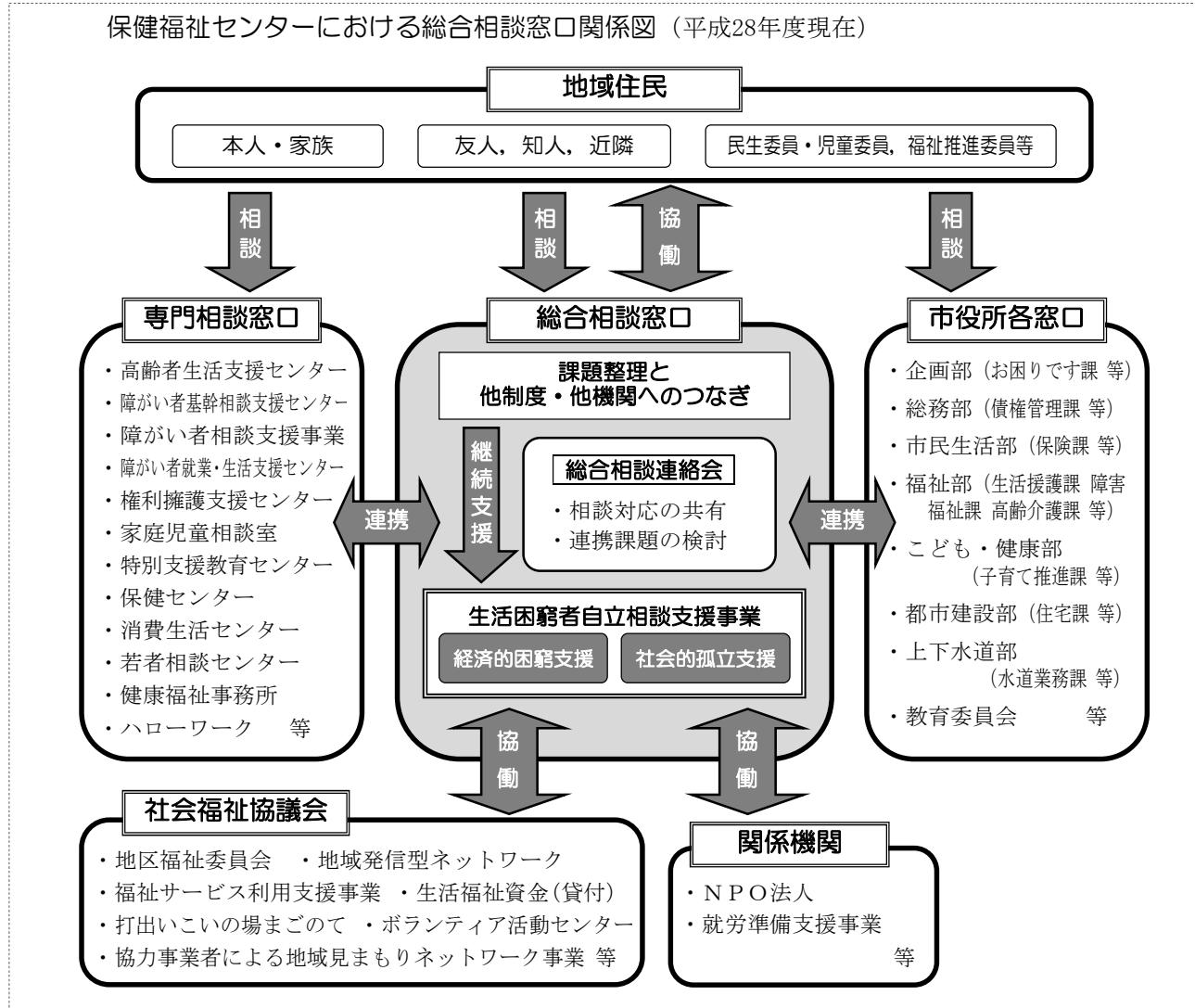


【地域福祉計画について】

- * 地域福祉計画を知っている人は非常に少ない
 - ・地域福祉計画は約8割の人が知らないと答え、計画の内容を知っている人は2%，推進に関わっている人は0.6%にとどまっています。

- 第2次の計画では、多くの人や組織の参加のもとで推進していくよう、「地域発信型ネットワーク」の充実に向けて、身近な小学校区で地域の状況に応じた具体的な活動の展開を進めてきました。また、市民と協働して「地域福祉アクションプログラム推進協議会」を設置し、より多くの人が地域福祉を知り、参加してもらえるように、様々なプロジェクトを推進してきました。
- 多様なニーズを受け止めるワンストップ機能を一層高められるよう、保健センターの総合相談窓口（下図）に「生活困窮者自立相談支援」の機能を加え、様々な機関と連携した支援を進めてきました。

保健センターにおける総合相談窓口関係図（平成28年度現在）



- 地域福祉の土台として、市の関係部局の横断的な取組を推進するため、各々が実施プランを作成し、ヒアリングやラウンドテーブルで共有しながら協働して事業を推進していく仕組みづくりを行うとともに、「地域福祉計画推進評価委員会」の委員も市民、団体、機関などの立場で実施プランを作成しました。

○ 計画の推進と振り返りを踏まえて、第3次の計画策定に向けて次のように課題を整理しました。

- * 地域福祉への理解と参加を一層促進する
 - ・情報の伝達や参加の呼びかけ、地域福祉に関する学習を推進する。
- * 日常生活の“困りごと”の解決や権利擁護支援の取組を充実する
 - ・ニーズを把握し、支援につなぐ相談ネットワークを充実する。
 - ・地域生活を支えるサービスや活動の拡充と質の向上、連携による課題解決を推進する。
- * 地域のつながりづくりを一層推進する
 - ・様々な地域活動の促進と支援、担い手づくりを推進する。
- * 安心・安全でバリアフリーな生活環境を整備する
 - ・災害時の支援、防犯・交通安全のための取組を推進する。
 - ・移動の支援や住環境の整備を推進する。
- * 地域福祉活動の支援を充実する
 - ・活動拠点や財源の確保、コミュニティワークによる支援を充実する。

○ 福祉に関する様々な制度も変化し、一層地域福祉の視点で進めることが求められています。本市においてもそれぞれの分野での取組を始めています。

- * 地域包括ケアや地域共生社会づくりの推進
 - ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、包括的に支援することを目指す「地域包括ケア」の推進や、誰もが「我が事」として主体的に参加し、高齢、障がい、子どもなどの分野を超えた「丸ごと」という考え方で、共生する社会づくりを目指しています。
- * 子ども・子育て支援の推進
 - ・少子化が進行する中で、保育所をはじめとする多様なサービスとあわせて、地域のすべての子どもの成長と子育てを社会全体で支える取組が進んでいます。
- * 日常生活の“困りごと”への支援の充実
 - ・経済的な困窮や社会的な孤立などによる複雑な生活課題を持つ人などを、地域の様々な資源を活用し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行う取組が進んでいます。

**わたしたちの参加と協働により、
これらの課題に対応できるよう、
第3次芦屋市地域福祉計画を策定しました。**

第2章 計画の基本的事項

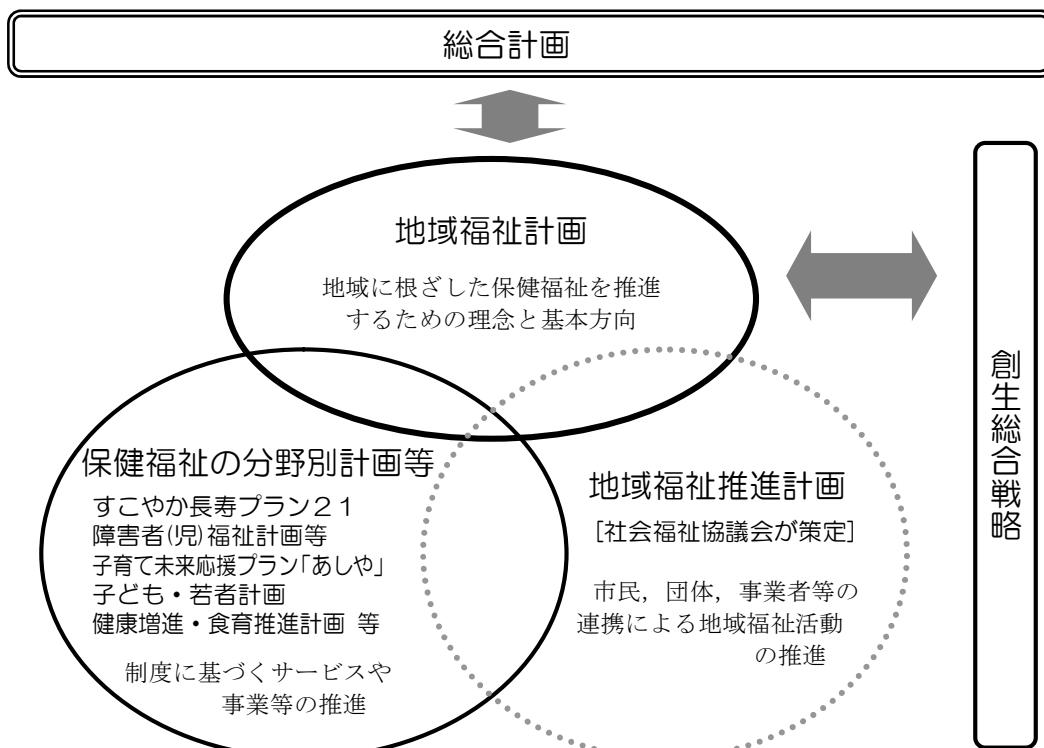
1 計画策定の背景と目的

- ・本市は、平成24年3月に第2次の計画を策定し、公民が協働して、計画に基づく活動や事業を展開してきました。第2次の計画では、市民、団体、事業者、社会福祉協議会、市・関係機関等を「わたしたち」と表現し、各々が計画の推進主体として「実施プラン」を作成して「地域福祉計画推進評価委員会」で共有しながら、P D C Aの考え方に基づく取組を推進しました。
- ・「地域福祉アクションプログラム推進協議会」を市民と市が協働で設置し、公民協働でのプロジェクトを継続的に推進しながら、市民へ地域福祉の発信を行ってきました。また、「地域発信型ネットワーク」では「小地域福祉ブロック会議」を積極的に推進し、地域の課題を解決するための具体的な活動を、地域の住民・団体と専門職・市などが協働して進めています。
- ・また、地域福祉推進機関である社会福祉協議会は、昭和59年度から6次にわたって「発展計画」や「地域福祉推進計画」を策定、推進しています。平成24年度の第6次の推進計画からは、「地域福祉計画」との整合性にも配慮し、公民協働による地域福祉の計画的な推進を目指しています。
- ・この間にも少子高齢化は一層進み、調査結果においても、日常生活の中で“困りごと”を感じている人に加え、将来的に不安を持つ人は更に多いことが示されています。一方で、地域活動の担い手の高齢化や固定化が進み、福祉サービスを担う人材も不足する中で、これまで分野別で行われてきたサービスや活動ができるだけ統合し、包括的に進めていく方向が国から示されています。
- ・第2次の計画の取組や本市の地域福祉をとりまく状況の変化を踏まえ、より多様な「地域」の力をつないで、市民の「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせを実現するための共通の指針として、「第7次芦屋市地域福祉推進計画」とも連動させて、「第3次芦屋市地域福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

- ・「地域福祉計画」は、社会福祉法（第107条）に基づく市町村地域福祉計画であり、本市の地域福祉推進の基本的な指針となる計画です。
- ・本市のまちづくりの基本方針である「第4次総合計画」の部門別計画として、他の部門と連携を図りながら、地域福祉の視点でのまちづくりを推進します。
- ・この計画を地域福祉を総合的に推進するための「保健福祉のマスタープラン」と位置づけ、保健福祉の分野別の計画等とも連動させて、事業の具体化を図ります。また、人口減少に歯止めをかけ、魅力あるまちづくりを進めるために策定した「創生総合戦略」とも連動させて推進します。
- ・地域福祉推進機関である社会福祉協議会が策定する「地域福祉推進計画」とも連動し、公民協働のもとでの地域福祉を一層積極的に展開します。

計画の位置づけ



3 計画の期間

- ・この計画は、中長期的な視点で推進するとともに、「第4次総合計画」や「創生総合戦略」と連動して推進するため、平成29年度から平成33年度の5年間の計画として策定します。
- ・年度ごとに、P D C Aサイクルの考え方で評価と見直しを行っていきます。

4 計画の策定方法

- ・市民、団体、事業者、社会福祉協議会、市・関係機関等が主体的に推進する計画として、できるだけ多くの人々の意見を反映して策定することを目指しました。
- ・「地域の福祉を話しあう市民会議」、「市民意識調査」や各種事業などを通じて広く意見を把握し、「地域福祉計画策定委員会」での検討に反映しました。「地域福祉計画策定委員会」には「検討部会（ワーキングチーム）」を設置し、具体的なプロジェクトの検討を通じた提案を行いました。また、計画の原案に対するパブリックコメントを実施し、「社会福祉審議会」に諮りました。
- ・市民の暮らしに包括的に対応する計画とするため、府内において「地域福祉計画推進本部」を組織し、検討を行いました。

5 計画の推進方法

- ・“できること・したいこと”での参加を広げていくために、広報紙やホームページをはじめとする様々な媒体やイベント、事業等の機会を通じて、計画を広く周知するよう取り組みます。
- ・第2次の計画で推進してきた進捗管理の取組を更に発展させ、市民や関係者で構成する「地域福祉計画推進評価委員会」を通じて、より幅広い人々で「実施プラン」を共有しながら、広がりのある展開を目指します。
- ・「重点的に進める取組」を新たに設定し、公民協働のプロジェクトを推進する「地域福祉アクションプログラム推進協議会」が第2次の計画で発足したプロジェクトや「スマートおせっかい」等の新たなプロジェクトの活動を支援していくとともに積極的に連携して推進します。
- ・計画に関する施策を市の関係各課が連携して推進していくよう、「地域福祉計画推進本部」での情報共有や協働などの取組を一層強化します。

第3章 地域福祉推進の基本的な考え方

1 「芦屋の地域福祉」推進の“あいことば”

**“たすけ上手”で“たすけられ上手”な人になり,
[All Ashiya] の力をあわせて,
心地よく暮らせる福祉を創造します**

わたしたちが協働して芦屋の地域福祉を進めていく上で共有する目標（合言葉）は第2次の計画の目標を引き継ぎ、一層広く呼びかけます。

- わたしたちは、一人ひとりの「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせの実現に向けて、日常生活の“困りごと”を、[All Ashiya] の力をあわせて解決することを目指します。
- 自分が住むまちで、誰もが心地よく暮らせるように、まわりの人をスマートに気遣い、“できること・したいこと”で支える“たすけ上手”な人になることを目指します。
- 困ったときにはSOSを出し、問題が大きくならないうちに解決できる“たすけられ上手”な人になります。
- これら三つの取組により、芦屋のまちづくりが目指す“新しい暮らし文化”的一つとして、誰もが心地よく暮らせる福祉を創造します。

2 推進の視点

わたしたちが“できること・したいこと”で参加し、効果的に地域福祉を推進するために、様々な活動や事業を行う上で共有する視点を、推進目標のベースとなるものとして、次のように定めます。

① “たすけ上手・たすけられ上手”な人を増やす・広げる

[人・組織づくり]

“困りごと”が起きたときには上手に支えてもらいながら、それぞれが“できること・したいこと”で参加する、「スマートな【受け手】と主体的な【担い手】を増やす」取組（人・組織づくり）を進めます。

② 様々な“困りごと”を解決する

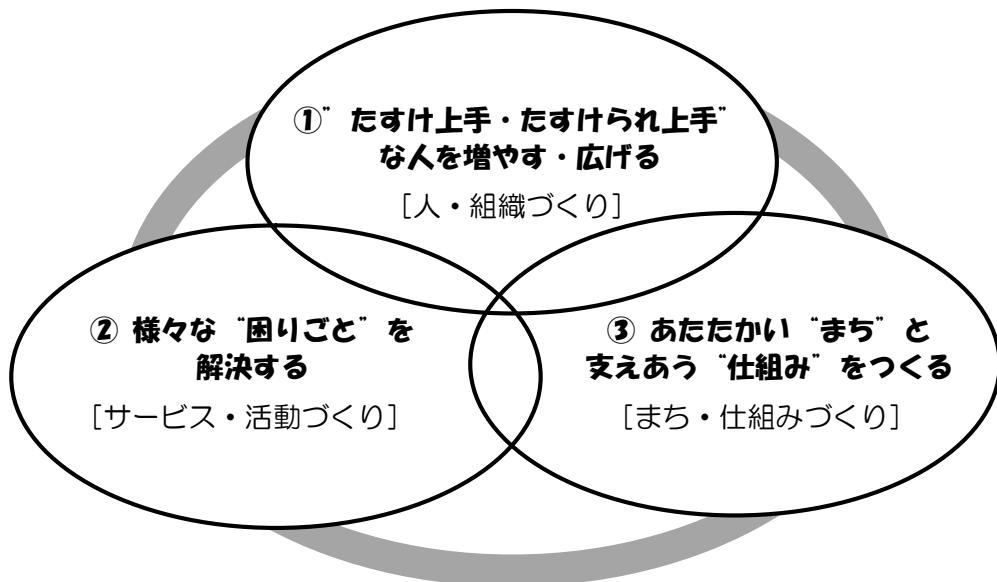
[サービス・活動づくり]

一人ひとりの「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせを実現するために、「様々な“困りごと”を解決する」取組（サービス・活動づくり）を進めます。

③ あたたかい“まち”と支えあう“仕組み”をつくる

[まち・仕組みづくり]

様々な取組や安心できる生活の基盤として、「あたたかい“まち”と支えあう“仕組み”をつくる」取組（まち・仕組みづくり）を進めます。



3 それぞれの役割と協働の考え方

わたしたちは、それぞれが得意なことを活かして役割を担い、効果的に協働していくよう、次の考え方を基本に、一人ひとりが「できること・したいこと」を考え、参加していきます。

① 市民

誰もが“我が事”として取り組み、一人ひとりが“できること・したいこと”で参加する“たすけ上手”な人になり、あわせて、“困りごと”が起きたときにはSOSを出せる“たすけられ上手”な人にもなって、[All Ashiya]の一員として、主体的に地域福祉に参加します。

② 地域型の団体（自治会等の地域組織、小学校区のネットワーク組織等）

みんなが心地よく暮らせる地域づくりを目指し、挨拶からのつながりづくりや、ちょっとした支えあいを進めます。また、日常のつながりを“地域力”にして、住みよい地域づくりの活動や、万一の災害時などにも活かしていきます。

③ テーマ型の団体（ボランティアグループ、NPO、当事者団体等）

福祉や暮らしに関する様々な課題を解決していくために、“有志”的力を發揮し、先駆的、専門的、独創的な活動や事業に取り組みます。

④ 事業者（福祉事業者、生活関連のサービスを提供する事業者、企業等）

それぞれの専門性を發揮し、地域での生活を支える質の高い福祉や生活支援のサービスを提供します。また、保有する資源を地域で活かし、市民や団体等の活動を支援します。

⑤ 社会福祉協議会

事業者・関係機関等が参加する「地域福祉のプラットフォーム」（みんなが集まって話しあい、協働していくためのテーブル）として、様々な主体の参加と協働による地域福祉を推進します。また、地域福祉推進機関としての専門性や民間の持つ特性を発揮し、地域福祉活動の支援や柔軟なサービスを展開します。

⑥ 市・関係機関

地域福祉の仕組みづくりを進める責任主体として、計画の進捗管理を担いながら、関係部局や関係機関が一体となり、公的なサービスの提供や行政権限に基づく対応を的確に行います。また、市民・団体・事業者等との協働を進めるよう、基盤整備や支援を行います。

4 それぞれの区域での取組

「地域に根ざした福祉」を推進していくために、それぞれの区域の特性を活かした取組や、区域間で効果的に連携した取組を推進します。

① 町内会区域

最も身近なコミュニティの区域として、日常のつながりづくりや支えあいを進めます。また、活動を通じて、住民の福祉ニーズを把握し専門機関等につなぎ、地域の課題となるものはみんなで取り組みます。

② 小学校区域

地域に根ざした福祉活動を進める上での中核的な区域として、地域組織や事業者等が協働する主体的なネットワークを充実し、地域の福祉力を活かして、課題の解決を目指す活動を推進します。

③ 中学校区域

様々なニーズに総合的に対応する「地域包括ケア」の区域として、専門的な支援の基盤を整備し、地域の活動等とも連動して、きめ細かな支援を充実します。

④ 芦屋市全域

専門的な支援を提供するとともに、地域での取組を普及し、施策化につなぎます。

第4章 「芦屋の地域福祉」を進めるために わたしたちが取り組むこと

1 推進目標と取組の柱

「地域福祉推進の基本的な考え方」を踏まえて、多様な取組を体系的に推進し、地域福祉を進めるために、わたしたちが取り組む推進目標と、それぞれの取組の柱を次のように定めます。

推進目標	取組の柱
1 “みんなが思いやり・支えあう 福祉”への理解を広げる	(1) 地域福祉の情報を発信する (2) 地域福祉の学習を進める
2 つながりのあるコミュニティを つくる	(1) 地域福祉を支えるコミュニティをつくる
3 “できること・したいこと”で の参加を進める	(1) 多様な参加の場やきっかけをつくる (2) 活動への支援を充実する
4 ニーズに気づき、支援につなぐ	(1) ニーズに気づき・つなぐ (2) 相談しやすい体制をつくる
5 多様な“困りごと”を包括的に 支えるサービスや活動を充実す る	(1) サービスや活動の体制を充実する (2) 協働して包括的に支援する (3) 支援の質を高める
6 尊厳ある生活を支える	(1) 権利侵害や虐待を防ぐ (2) 権利擁護支援を進める
7 誰もが暮らしやすいまちづくり を進める	(1) バリアのない暮らしやすいまちをつくる
8 誰もが安心・安全に暮らせるよ うに支える	(1) 災害に備える (2) 弱い立場になりがちな人の安全を支える
9 地域福祉をみんなで進める仕組 みをつくる	(1) 地域福祉のネットワークを広げ、強化する

推進目標 1 “みんなが思いやり・支えあう福祉”への理解を広げる

- ・少子高齢化が進み、社会や地域の状況が変化している中で、福祉は決して「他人事」ではなくなりました。わたしたち一人ひとりが、まわりの人たちとお互いに思いやり、支えあって「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせをつくっていくことが、とても大切になってきています。
- ・わたしたちの多くはこのことに気づいていますが、いざ行動に移そうと思うと、どうすればよいかがわからなかつたり、きっかけが見つけられなかつたりする人も少なくありません。
- ・そこで、わたしたちが、それぞれの状況の中で、必要なときには支援を受け、できることで担い手にもなるための情報を的確に伝えたり、学べたりできる機会を充実し、“たすけ上手”で“たすけられ上手”な人を増やしていきます。

《取組の柱》（1）地域福祉の情報を発信する

（2）地域福祉の学習を進める

推進目標 2 つながりのあるコミュニティをつくる

- ・わたしたちが暮らしている地域は、ともに学びあい、支えあう場でもあります。また、日常のつながりを活かして、いざというときに力になるのは身近な地域のコミュニティだということを、わたしたちは大きな震災などを通じて経験してきました。
- ・それぞれの地域では、自治会などの地域組織が中心的な役割を担いながら、な活動が行われています。その中で地域福祉を進める活動は、地域の課題をみんなで考えたり、悩んだりしながら、解決に向けて取り組み、また、つながりが少ない人が参加するきっかけにもなっています。
- ・多くの人が関心を持つテーマを活かして「福祉でまちづくり」を進めることで、安心な暮らしの基盤となる、つながりのあるコミュニティをつくっていきます。

《取組の柱》（1）地域福祉を支えるコミュニティをつくる

推進目標 3 “できること・したいこと”での参加を進める

- ・わたしたちは、地域で暮らしていく中で、一人ひとりの気づきを大切にし、“気になること”があれば、相手の立場に立って支える活動を、主体的に行っていきます。まわりの人たちと一緒に取り組めるように、呼びかけあって広げていきます。
- ・活動に参加することを通じて社会と広くつながり、自分自身の健康づくりや生きがいづくりを進めます。
- ・内容、方法、場所、時間帯などが選べる多様な活動や活動の参加のきっかけづくりを支援し、活動に参加する人を増やします。また、「新しい活動をしたい」という人の思いを支援します。
- ・活動を続けていく上では、様々な課題も出てきます。そのときに支援する仕組みも充実し、多くの人が“できること・したいこと”で担い手になれる環境をつくっていきます。

《取組の柱》（1）多様な参加の場やきっかけをつくる

（2）活動への支援を充実する

推進目標 4 ニーズに気づき、支援につなぐ

- ・日常生活の“困りごと”を効果的に解決するためには、早期に気づいて適切に対処することがとても大切です。
- ・わたしたちは、地域福祉の情報や学習を活かして、自分や家族などの“困りごと”に気づくように心がけます。また、困りごとがある人に気づいたときには、その人が“たすけられ上手”になり、気軽に相談できるよう、支援します。
- ・その人にとって身近なところに、様々なことを相談できる人や窓口があり、そこから、地域の様々な力を活かした適切な支援につながる仕組みを充実していきます。

《取組の柱》（1）ニーズに気づき・つなぐ

（2）相談しやすい体制をつくる

推進目標 5 多様な“困りごと”を包括的に支えるサービスや活動を充実する

- ・自分や家族などの力だけでは解決できない様々な“困りごと”が増えている中で、土台となる「公」のサービスを充実するとともに、「民」の柔軟性を活かした活動も広げ、新たなニーズや制度などの狭間になっている課題にきめ細かく対応していくことが、より大切になっています。
- ・それぞれの強みを活かして効果的に支援していくとともに、様々な“困りごと”が重なる難しい状況にも対応できるように、包括的に支える仕組みづくりを推進します。
- ・様々なサービスや活動の担い手を増やすとともに、意識やスキルを高めて、支援を必要とするときも一人ひとりの思いや力を活かして、“自分らしく”生活することができるよう支援する、質の高い取組をしていきます。

《取組の柱》（1）サービスや活動の体制を充実する

（2）協働して包括的に支援する

（3）支援の質を高める

推進目標 6 尊厳ある生活を支える

- ・わたしたち誰もが尊厳ある生活を送ることができるよう、性別、年齢、国籍、障がいの有無などに関わりなく、一人ひとりの権利を大切にし、共生する社会をつくっていくことは、地域福祉のすべての取組の基本となる視点です。
- ・権利を侵害する差別や虐待をなくしていくために、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」で掲げられた「合理的配慮」の考え方も踏まえて、わたしたちが何をすべきかの理解を広げ、予防するための取組や環境整備などを、個々の状況に応じて進めるとともに、万一、起きたときには適切な対応ができる仕組みを充実していきます。
- ・意思決定が難しい人などの権利を守り、尊厳ある“自分らしい”生活を支える取組を、一層充実していきます。

《取組の柱》（1）権利侵害や虐待を防ぐ

（2）権利擁護支援を進める

推進目標 7 誰もが暮らしやすいまちづくりを進める

- ・誰もが快適に暮らしやすいまちは、「心地よく暮らせる福祉」の基盤となるものです。
- ・ユニバーサルデザインの道路や公園、建築物などを増やしていくよう計画的に整備するとともに、バリアフリーの情報を的確に伝え、外出や移動がしやすいまちづくりを進めます。
- ・移動を支援するサービスや、買い物や日常生活の用事などをちょっとした手助けで支援する仕組みなどを広げ、暮らしやすいまちにしていきます。

《取組の柱》(1)バリアのない暮らしやすいまちをつくる

推進目標 8 誰もが安心・安全に暮らせるように支える

- ・全国で様々な災害が多発している中で、いざというときに誰もが安全に避難できるように、地域で取り組んでいくことは、安心・安全な生活に不可欠となっています。
- ・地域の様々な力が協働し、多様な状況に対応した情報の伝達や避難の仕組みづくり、安心して生活できる避難所づくりなどを平常時から進めていけるよう、支援が必要な人とのつながりを広げながら取り組んでいきます。
- ・弱い立場になりがちな人を犯罪や事故などから守ることができるよう、お互いに気にかけあいながら、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

《取組の柱》(1) 災害に備える

(2) 弱い立場になりがちな人の安全を支える

推進目標 9 地域福祉をみんなで進める仕組みをつくる

- ・各推進目標に掲げた取組に多様な人や組織が参加し、[All Ashiya] の力をあわせて推進していくために、「地域福祉をみんなで進める仕組み」として、強力なものにしていきます。
- ・地域福祉に関する様々なテーマや地域ごとに、集まって話しあえる「場」をつくり、それを拠点としながら、市民、団体、事業者、市・関係機関等の多様な「ネットワーク」をつくります。それらを重層的に広げて、それぞれの強みを活かして効果的に協働できる仕組みをつくっていきます。
- ・広がりをつくっていくために重要な役割を担う「つなぎ役」となる人を発掘、拡充していきます。

《取組の柱》（1）地域福祉のネットワークを広げ、強化する

2 取組を進める上での視点とキーワード

それぞれの「取組の柱」ごとに、活動や事業を進める上の「視点」を示しました。これは、課題を解決する上でポイントとなるものとして、取組を進める上で考慮するとともに、振り返りを行う際の指標ともなるものです。

また、この計画を考える中で、本市の状況を踏まえてみんなで考えていきたることとしてあげられた「キーワード」も記載しました。



これらの「視点」や「キーワード」も踏まえて、わたしたちがそれぞれ“できること・したいこと”で取り組むこと（実施プラン）を考え、共通の思いを持つ人や組織と協力しながら実行し、その結果も共有して、P D C Aの考え方で、更にステップアップした取組についてきます。

【各々が主体で取り組むこと】

（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

地域福祉計画で取り組みたい項目

あなたが取り組みたいこと

連携・協力して一緒に取り組みたいこと

わたしたちが取り組むことの一覧表

推進目標	取組の柱	取組・評価の視点
1 “みんなが思い やり・支えあう 福祉”への理解 を広げる	(1)地域福祉の情報を発信する	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な情報を、わかりやすく発信する ○必要とする人に的確に伝える ○情報への関心を高める
	(2)地域福祉の学習を進める	<ul style="list-style-type: none"> ○誰にでも関わることとして地域福祉を理解する ○学校、地域、家庭、職場など、身近なところで学ぶ ○多様な学習の機会やプログラムをつくる
2 つながりのある コミュニティを つくる	(1)地域福祉を支えるコミュニティをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な居場所や参加しやすい活動をつくる ○地域の福祉をみんなで考える機会をつくる ○つながりにくい人にも呼びかける
3 “できること・ したいこと”での 参加を進める	(1)多様な参加の場やきっかけをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な人が参加できる地域福祉活動を進める ○健康づくり・介護予防や生きがいづくりの活動を進める ○社会参加や就労を支援する ○参加を積極的に呼びかける
	(2)活動への支援を充実する	<ul style="list-style-type: none"> ○活動をサポートする体制を充実する ○活動場所や財源の確保、情報発信などの支援を充実する
4 ニーズに気づき、支援につなぐ	(1)ニーズに気づき・つなぐ	<ul style="list-style-type: none"> ○“困りごと”を早めに発見する ○適切な相談窓口や支援につなぐ
	(2)相談しやすい体制をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○気軽に相談できる多様な相談先をつくる ○相談を適切な支援につなぐ ○相談を解決につなぐ仕組みを強化する

取組を考える上でのキーワード

- ・いろいろな（公民の）情報を集める　・まとめて発信する　・双方向で発信する
 - ・多様なメディアを活用する
 - ・ＩＣＴの利用を促進する、使い方を広める、ルールをつくる
 - ・身近な人が直接伝える
 - ・問題への気づきを促す　・自分のライフデザインを考える
 - ・参加型、体験型の学習を進める　・実践につながる学習を進める
 - ・地域の課題を知る、考える、話しあう
-
- ・自治会、町内会の活動を支援する、参加を呼びかける　・マンション等でも取り組む
 - ・多様な世代や属性の人が交流する、ゆるやかにつながる
 - ・ひとりぼっちをつくらない　・“誰かとどこかで”つながる
 - ・つなぎ役やファシリテーター（おせっかい）を増やす
 - ・地域の課題を地域で解決する
 - ・福祉への関心と活動を活かした「福祉でまちづくり」を進める
-
- ・楽しく気軽にできる活動を増やす
 - ・有償の活動やコミュニティビジネスも進める
 - ・仕事などの経験、能力を活かした活動を進める
 - ・新たな活動やグループづくりを支援する
-
- ・コミュニティワーク（地域福祉活動支援）を充実する
 - ・地域内外の資源を有効に活用する　・社会貢献を進める
 - ・寄附文化を広げる　・目的に応じた寄附の呼びかけや仕組みづくりを進める
-
- ・自らの気づきを支援する　・まわりの人が気づき、伝える
 - ・さりげなく見守る、声をかける
 - ・隠れたニーズを探す　・ひきこもりやセルフネグレクトの人に関わる
-
- ・身近に、いつでも相談できる　・いろいろな相談を受けて、つなぐ
 - ・どこに、何を相談すればよいかを知る　・「支えてもらってよい」ことを伝える
 - ・当事者同士で相談する　・地域に出向いて相談する（アウトリーチ）

推進目標	取組の柱	取組・評価の視点
5 多様な“困りごと”を包括的に支えるサービスや活動を充実する	(1)サービスや活動の体制を充実する	<ul style="list-style-type: none"> ○「公」のサービスの内容や提供体制を充実する ○地域の多様な力を活かした活動を推進する ○新たなニーズや狭間のニーズなどに対応する ○担い手を増やす・支援する
	(2)協働して包括的に支援する	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な主体や分野を超えた協働を進める ○複雑な課題を解決する取組を進める ○効果的で適正な情報共有を進める
	(3)支援の質を高める	<ul style="list-style-type: none"> ○自立を支援するサービスや活動を進める ○担い手の意識やスキルを高める ○利用者や第三者の意見を活かす
6 尊厳ある生活を支える	(1)権利侵害や虐待を防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> ○自分やまわりの人の権利を理解する ○権利侵害や虐待を防ぐ・解消する ○思いやり支えあう心（心のバリアフリー）を広げる
	(2)権利擁護支援を進める	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護支援を学ぶ ○判断に不安がある人などへの支援を充実する
7 誰もが暮らしやすいまちづくりを進める	(1)バリアのない暮らしやすいまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○道路や建築物、住宅などのバリアを改善し、ユニバーサルデザインを目指す ○移動を支援するサービスを充実する ○買い物などの日常生活の利便性を高める
8 誰もが安心・安全に暮らせるようになるに支える	(1)災害に備える	<ul style="list-style-type: none"> ○防災・災害時の支えあいの意識を高める ○多様な状況に対応する訓練や対策を進める
	(2)弱い立場になりがちな人の安全を支える	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯や交通安全に心がける ○さりげなく見守る取組を進める ○安全を高める施設や設備を整備する
9 地域福祉をみんなで進める仕組みをつくる	(1)地域福祉のネットワークを広げ、強化する	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケア・地域共生のまちづくり（我が事・丸ごと）を推進する ○多様なネットワークをつくり、つなぐ ○「地域福祉のプラットフォーム」を充実する

取組を考える上でのキーワード

- ・分野別計画に基づいて推進する
 - ・地域での“ちょっとした支えあい”を広げる
 - ・様々な“困りごと”的解決策を考える
 - ・新たな“困りごと”に対応する　・先駆的な活動の事業化を進める
 - ・福祉の仕事への関心を高める、就業環境を改善する
 - ・コミュニティソーシャルワーク（地域を基盤とした社会福祉の援助）の機能を充実する
 - ・他職種が連携する　・「Joint-Sheet」等を活用した連携を充実する
 - ・共生型のサービスを増やす　・「社会福祉複合施設」を活用する
 - ・エンパワメント（その人の力を引き出す）を支援する
 - ・自己評価・第三者評価を推進する
-
- ・「権利」を自分のこと（してほしいこと、してほしくないこと）として考える
 - ・一人ひとりの多様性を大切にする　・身近な地域での権利擁護支援を推進する
 - ・弱い立場になりがちな人の暮らしの“困りごと”を支える
 - ・障がいのある人などへの「合理的配慮」（場面に応じた調整など）を理解し、進める
 - ・市民後見人、法人後見機関等を増やす　・専門職団体等と連携する
 - ・可能な限り本人が意思決定できるように支援する
 - ・ニーズに応じて計画的に整備する　・バリアフリーの情報を発信する
 - ・公共交通や移送サービスを充実する　・出前型のサービスなどを推進する
-
- ・いざというときのためのつながりをつくる　・情報の伝達・安否確認の仕組みをつくる
 - ・多様なニーズに対応できる避難所（地域の避難所・福祉避難所）を確保する
 - ・平常時からの取組を進める
 - ・気づいた人が声をかける
 - ・「徘徊SOSネットワーク」を拡充する
-
- ・地域福祉計画を周知する　・各々の「実施プラン」を持ち寄り、共有する
 - ・地域間で連携する　・NPOや事業者等との連携を推進する
 - ・公民協働、市民と専門職等の協働による活動、事業を推進する
 - ・行政内の協働、連携を推進する　・地域福祉推進計画と連動する

第5章 重点的に進める取組

わたしたちが取り組む九つの推進目標を効果的に推進していくために、様々な主体が参加・協働し、地域福祉の周知や“困りごと”の解決のための仕組みづくりを行うとともに、次に掲げる「重点的に進める取組」を市が呼びかけ役となって【All Ashiya】の力で実現していきます。

重点的に進める取組	つながる推進目標
① I C T も活用し、情報を細やかに伝える取組を進めます	【推進目標 1】 “みんなが思いやり・支えあう福祉”への理解を広げる
② 地域福祉について学んだり、考えたりする機会を増やします	
③ 「ひとり一役運動」を推進し、気軽に参加できる機会を増やします	【推進目標 3】 “できること・したいこと”での参加を進める
④ 身近な「つながりの拠点」づくりを進めます	
⑤ 健康づくりや生きがいづくりの活動を進めます	
⑥ “たすけ上手”や“たすけられ上手”な人を増やします	【推進目標 4】 ニーズに気づき、支援につなぐ
⑦ 総合相談の仕組みとネットワークを充実します	
⑧ 各分野別計画を地域福祉の視点で推進します	
⑨ “複雑な困りごと”の解決に向けた取組を充実します	【推進目標 5】 多様な“困りごと”を包括的に支えるサービスや活動を充実する
⑩ 担い手の意識やスキルを高める取組を充実します	
⑪ 「地域発信型ネットワーク」を充実します	【推進目標 9】 地域福祉をみんなで進める仕組みをつくる

重点的に進める取組①

ＩＣＴも活用し、情報を細やかに伝える取組を進めます

- ・幅広い世代に地域福祉に関する多様な情報をより身近で、スピーディに伝えられるように、ＳＮＳなどを活用し、スマートフォンなどでも見られる情報発信の仕組みづくりを推進します。
- ・多様な情報を集めて発信するよう、市民の参加によって運営する仕組みとすることを目指します。そのために、トラブルを防ぐためのルールや双方向的に教えあう仕組みなども、ともに考えます。
- ・紙媒体などの情報をＩＣＴと連携させることで、効果的な情報の収集や、多様なニーズに応じた伝達を進めます。
- ・スピーディできめ細かな対応ができるＩＣＴによる情報伝達を、より多くの人が利用できるように、市民同士の教えあいなども活かしたＩＣＴを学ぶ機会（教室など）を増やしていきます。
- ・情報を受け取ることが難しい人などにもしっかりと伝えるように、身近な人の口コミ、身近な地域でのミニコミ誌（自主制作雑誌）や集いの場なども活用した取組を推進します。

重点的に進める取組②

地域福祉について学んだり、考えたりする機会を増やします

- ・地域、学校、職場などで地域福祉について学び、「我が事」として情報を得る意識を持ったり、お互いさまの意識での支えあいにつないだりしていくよう、多様な学びのニーズに応じたプログラムづくりや、様々な事業などと連動させた取組を推進します。
- ・支えられる人の立場に立って支援する「つなぎ役」を担う“たすけ上手”な市民や、支えられる人の力を活かした“自分らしい”生活を支える専門職を増やしていくよう、担い手のスキルアップも推進していきます。

つながる推進目標

【推進目標①】

“みんなが思いやり・支えあう福祉”への理解を広げる

重点的に進める取組③

「ひとり一役運動」を推進し、気軽に参加できる機会を増やします

- ・ごみ出しや電球の交換、買い物支援など、日常生活の“ちょっとした困りごと”が増えている中で、ボランティア活動に参加するきっかけの一つとして、健康づくりや生きがいづくりを兼ねて福祉施設や地域の拠点、家庭などの支援活動を行い、「ポイント」が得られる仕組みづくりを進めます。

重点的に進める取組④

身近な「つながりの拠点」づくりを進めます

- ・身近な地域で気軽に立ち寄り、つながりづくりや活動ができる居場所を増やしていくように、空き家や空き地、様々な施設の交流スペースなどの地域の資源を活用した「つながりの拠点」づくりを支援します。
- ・拠点を活用し、「これくらいならできるよ」という人と、「ちょっと手伝ってほしい」という人たちが気軽に集まることができる“場”を増やしていくよう推進します。

重点的に進める取組⑤

健康づくりや生きがいづくりの活動を進めます

- ・“自分らしい”生活を続けていくためにも大切な健康づくりや介護予防、生きがいづくりなどの活動が、身近な拠点なども活用して主体的に進められるように支援します。

つながる推進目標

【推進目標③】

“できること・したいこと”での参加を進める

重点的に進める取組⑥

“たすけ上手” や “たすけられ上手” な人を増やします

- ・地域福祉への理解を広げる取組を通じて，“困りごと”に早めに気づき、自ら対処するとともに、必要なときにはSOSが出せる“たすけられ上手”な人を増やすよう、呼びかけていきます。
- ・地域のことを気にかけ，“困りごと”に気づいたときには、その人の立場に立って支援ができる“たすけ上手”な人を増やしていきます。

重点的に進める取組⑦

総合相談の仕組みとネットワークを充実します

- ・「どこに、何を相談すればよいかがわからない」人が少なくなるように、保健福祉センターの総合相談窓口の機能を充実します。また、関係機関や地域で福祉活動をしている人、団体などに相談すれば、適切な窓口につなげられるネットワークを充実します。
- ・本市が推進してきた「トータルサポート」を、国が推進する「我が事・丸ごと」の仕組みづくりとも連動させて、分野を超えた包括的・総合的な相談支援の仕組みづくりを推進します。

つながる推進目標

【推進目標4】 ニーズに気づき、支援につなぐ

重点的に進める取組⑧

各分野別計画を地域福祉の視点で推進します

- ・地域で生活する上での多様な“困りごと”に対応したサービスを推進するため、保健福祉の分野別計画についても、地域の様々な力と協働するとともに、分野の枠を超えた取組も意識するなど、本計画と連動させながら、地域福祉の視点で策定・推進します。

重点的に進める取組⑨

“複雑な困りごと”の解決に向けた取組を充実します

- ・複雑な課題をかかえて生活に困窮している人などの自立を、地域の様々な力を活かして多面的に支援するよう、市民、団体、事業者、市・関係機関等の連携による取組を一層推進します。
- ・既存の事業や活動だけでは対応が難しい複雑な課題を協力して解決するため、課題に応じて関係者が集まって協議する場や、協働の仕組みづくりを進めます。

重点的に進める取組⑩

担い手の意識やスキルを高める取組を充実します

- ・さまざまna “困りごと”で支援が必要な人を「受け手」としてのみ捉えるのではなく、その人が“できること・したいこと”で「担い手」にもなって社会とつながりを持ちながら、“自分らしく”主体的に生活することを支えることへの理解を深め、具体的に支援するスキルを高めるように、呼びかけや研修等での取組を充実します。

つながる推進目標

【推進目標5】

多様な“困りごと”を包括的に支えるサービスや活動を充実する

重点的に進める取組⑪

「地域発信型ネットワーク」を充実します

- ・地域に根ざした福祉活動を進める上での中核的な区域と位置づける小学校区で、地域の状況に応じた主体的な取組を推進するよう、地域の状況に応じた組織づくりや活動の立ち上げを支援します。
- ・マンション等の集合住宅に住む人々の地域とのつながりづくりや活動への参加、NPOや事業者なども含む多様な組織の協働など、広がりのあるネットワークづくりを推進します。
- ・広がりのあるネットワークを構築していくために、「地域福祉のプラットフォーム」の機能を、地域福祉推進機関である社会福祉協議会と協働して充実します。
- ・ネットワークを広げていく取組を進める上で、“多様な主体をつなぐ機能”を充実するよう、コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする地域福祉を進める専門職による取組の充実を図ります。

つながる推進目標

【推進目標⑨】

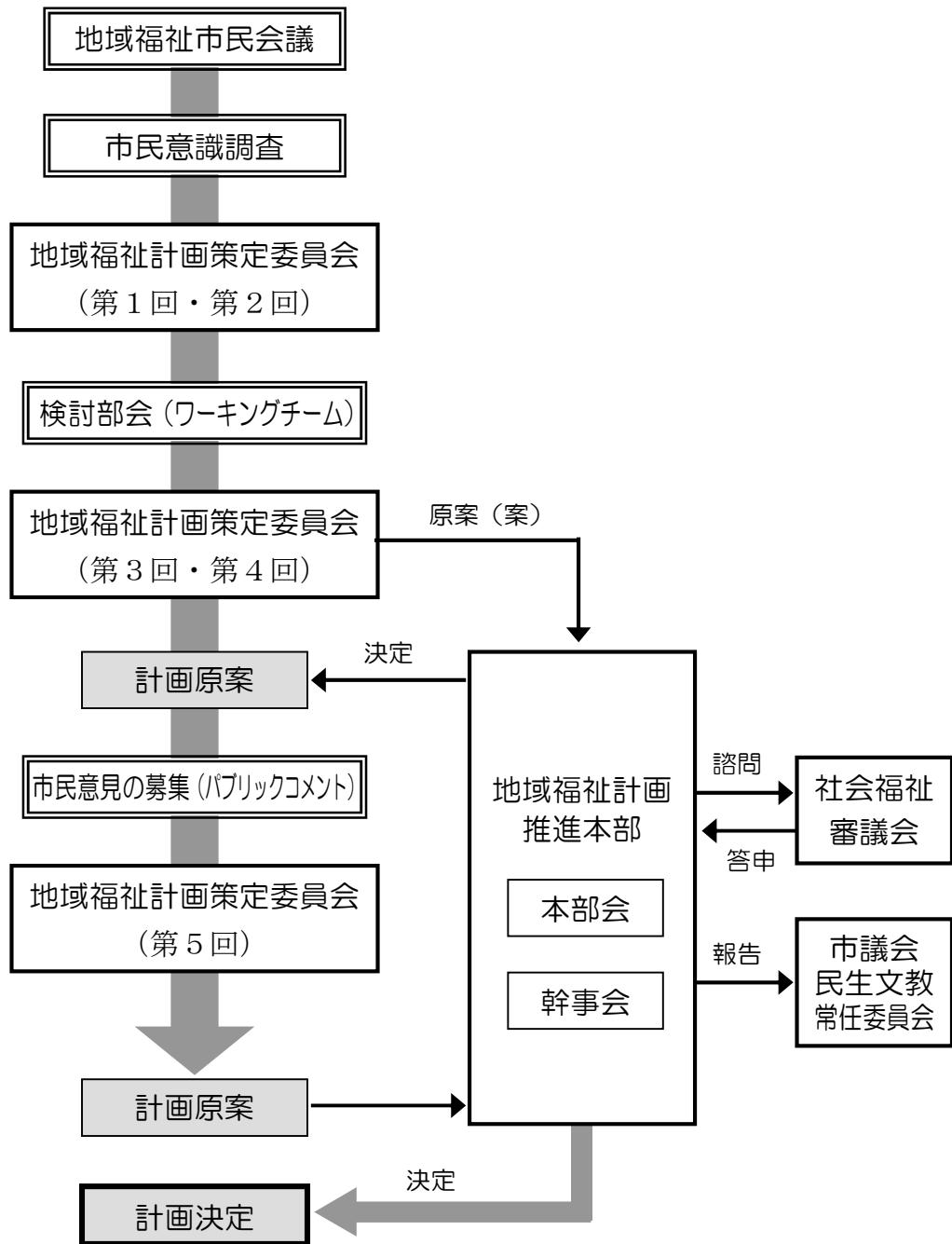
地域福祉をみんなで進める仕組みをつくる

資 料 編

資料

1 計画策定の経過

開催(実施)日	開催(実施)事項	主な内容
平成27年	8月21日	市民会議(第1回) 自己紹介と課題の共有
	9月16日	〃(第2回) 課題が解決された理想の姿の検討とグループづくり
	10月16日	〃(第3回) 具体的な活動や事業の検討
	11月19日	〃(自主ゼミ) 各グループの検討内容の共有と意見交換
	12月18日	〃(第4回) プロジェクトの企画書づくり
平成28年	1月19日	〃(第5回) プロジェクトのプレゼンテーション
	2月16日	策定委員会(第1回) 市民意識調査の検討
	3月15日～3月31日	市民意識調査 市民3,000人を対象に実施
	5月20日	策定委員会(第2回) 市民意識調査の結果報告、検討部会の検討
	6月10日	検討部会(第1回全体会) テーマの選定とグループづくり
	7月23日	第7回保健福祉フェア 検討部会の取組内容を周知
	9月16日	検討部会(第2回全体会) 提案の取りまとめ
	9月30日	策定委員会(第3回) 検討部会の提案、計画骨子の検討
	11月4日	〃(第4回) 計画原案の検討
	11月11日	推進本部幹事会(第1回) 〃
	11月15日	〃本部会(第1回) 〃
	11月25日	社会福祉審議会 〃
	12月6日	市議会民生文教常任委員会 計画原案の報告
平成29年	12月26日～1月25日	市民意見の募集 (パブリックコメント) 計画原案に対する意見募集
	1月30日	策定委員会(第5回) 計画原案の検討
	2月10日	推進本部幹事会(第2回) 〃
	2月13日	〃本部会(第2回) 〃
	2月20日	社会福祉審議会 〃
	3月9日	市議会民生文教常任委員会 計画の報告



2 規則・要綱等

芦屋市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年6月1日
改正 平成22年12月1日

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画の原案を策定するため、芦屋市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、芦屋市地域福祉計画の原案策定に関すること、その他設置目的達成のために必要な事項に関することについて協議する。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民（芦屋市地域福祉市民会議設置要綱（平成22年芦屋市要綱）に基づき設置されている芦屋市地域福祉市民会議の委員である者）
- (3) 保健、医療関係者
- (4) 社会福祉事業者
- (5) 社会福祉関係者
- (6) 地域関係者
- (7) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から芦屋市地域福祉計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学識経験者の委員の中からこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第7条 委員会は、地域福祉計画原案策定に至るまでの素案の立案、調査、研究及び調整を行うため、関係者を招集し、ワーキングチームを組織することができる。

2 ワーキングチームの構成員は、委員会の委員のうちから指名された者をもってこれに充てる。また、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をワーキングチームの構成員として指名することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉を所管する課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

芦屋市社会福祉審議会規則

平成18年4月1日

規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）

第4条の規定に基づき、芦屋市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

芦屋市地域福祉計画推進本部設置要綱

平成18年9月1日

改正 平成19年4月1日

平成23年4月1日

平成24年10月1日

平成25年4月1日

平成27年4月1日

(設置)

第1条 芦屋市地域福祉計画を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市地域福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び地域福祉計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 地域福祉計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 4 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。
- 5 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、福祉部長をもって充て、副委員長は、福祉部地域福祉課長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 幹事会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、福祉部長が指名する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、地域福祉に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

(本部員)
教育長
技監
企画部長
総務部長
総務部参事（財務担当部長）
市民生活部長
福祉部長
こども・健康部長
都市建設部長
都市建設部参事（都市計画・開発事業担当部長）
上下水道部長
市立芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

別表第2（第5条関係）

(幹事会委員)
企画部政策推進課長
企画部市民参画課長
総務部文書法制課長
総務部財政課長
市民生活部環境課長
市民生活部経済課長
福祉部社会福祉課長
福祉部福祉センター長
福祉部生活援護課長
福祉部障害福祉課長
福祉部高齢介護課長
福祉部主幹（福祉公社担当課長）
こども・健康部子育て推進課長
こども・健康部主幹（こども担当課長）
こども・健康部主幹（新制度推進担当課長）
こども・健康部健康課長
都市建設部建設総務課長
都市建設部道路課長
都市建設部防災安全課長
都市建設部都市計画課長
上下水道部水道業務課長
市立芦屋病院事務局総務課長
消防本部総務課長
教育委員会管理部管理課長
教育委員会学校教育部学校教育課長
教育委員会社会教育部生涯学習課長

3 委員名簿

第3次芦屋市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

役職名	委員氏名	団体名
委員長	牧里 每治	学識経験者
副委員長	長澤 豊	芦屋市三師協議会
委員	佐瀬 美恵子	学識経験者
〃	竹迫 留利子	公募委員
〃	西村 京	公募委員
〃	杉田 俱子	芦屋市障がい団体連合会
〃	安宅 桂子	認知症の人をささえる家族の会 あじさいの会
〃	今川 裕子	芦屋ボランティア連絡会
〃	荻野 勝己	兵庫県西宮こども家庭センター
〃	大永 順一	芦屋市自治会連合会
〃	柴沼 元	芦屋市老人クラブ連合会
〃	村岡 由美子	芦屋市民生児童委員協議会
〃	橋野 浩美	特定非営利活動法人 あしやNPOセンター
〃	山内 祥弘	芦屋市商工会
〃	針山 大輔	芦屋市高齢者生活支援センター
〃	脇朋美	芦屋市権利擁護支援センター
〃	園田 伊都子	芦屋市社会福祉協議会
〃	寺本 慎児	芦屋市福祉部

敬称略

検討部会（ワーキングチーム）参加者（五十音順・敬称略）

安宅 桂子, 井垣 真由美, 板井 智子, 伊谷 須美子, 上野 義治, 内野 直幸,
大戸 道子, 大永 順一, 大橋 健一, 荻野 勝己, 楠本 慶子, 酒井 喜美子,
佐藤 アケミ, 柴沼 元, 杉田 俱子, 竹迫 留利子, 多田 和子, 達城 あや子,
成宮 正浩, 西村 京, 新田 美枝子, 信岡 史恵, 橋野 浩美, 宮平 太, 三芳 学,
村岡 由美子, 目黒 清子, 山内 祥弘, 若林 益郎

芦屋市社会福祉審議会委員名簿

役職名	委員氏名	団体名
知識経験者	中田 智恵海	特定非営利活動法人 ひょうごセルフヘルプ支援センター代表
	佐々木 勝一	京都光華女子大学教授
	都村 尚子	関西福祉科学大学教授
	松葉 光史	芦屋市医師会副会長
市議会議員	畠中 俊彦	芦屋市議会議長
	帰山 和也	芦屋市議会民生文教常任委員会委員長
社会福祉団体等の代表者	加納 多恵子	芦屋市社会福祉協議会会长
	今川 裕子	芦屋ボランティア連絡会会长
	大嶋 三郎	芦屋市老人クラブ連合会会长
市職員	佐藤 徳治	芦屋市副市長

敬称略

芦屋市地域福祉計画推進本部

[本部会]

	所 屬	委 員 氏 名
本部長	市長	山 中 健
副本部長	副市長	佐 藤 徳 治
	教育長	福 岡 憲 助
	技監	宮 内 勇 児
	企画部長	稗 田 康 晴
	総務部長	山 口 謙 次
	総務部参事(財務担当部長)	脇 本 篤
	市民生活部長	北 川 加津美
	福祉部長	寺 本 慎 児
	こども・健康部長	三 井 幸 裕
	都市建設部長	辻 正 彦
	都市建設部参事(都市計画・開発事業担当部長)	山 城 勝
	上下水道部長	古 田 晴 人
	市立芦屋病院事務局長	阪 元 靖 司
	消防長	吉 岡 幸 弘
	教育委員会 管理部長	岸 田 太
	教育委員会 学校教育部長	北 野 章
	教育委員会 社会教育部長	川 原 智 夏

[幹事会]

	所 属	委 員 氏 名
委員長	福祉部長	寺 本 慎 児
副委員長	福祉部 地域福祉課長	細 井 洋 海
	企画部 政策推進課長	奥 村 享 央
	企画部 市民参画課長	山 田 弥 生
	総務部 文書法制課長	吉 田 真理子
	総務部 財政課長	森 田 昭 弘
	市民生活部 環境課長	長 岡 良 徳
	市民生活部 経済課長	船 曜 純 子
	福祉部 社会福祉課長	廣瀬 香
	福祉部 福祉センター長	岡 田 きよみ
	福祉部 生活援護課長	中 西 勉
	福祉部 障害福祉課長	本 間 慶 一
	福祉部 高齢介護課長	宮 本 雅 代
	福祉部主幹（福祉公社担当課長）	中 山 裕 雅
	こども・健康部 子育て推進課長	伊 藤 浩 一
	こども・健康部主幹（こども担当課長）	茶 嶋 奈 美
	こども・健康部主幹（新制度推進担当課長）	和 泉 みどり
	こども・健康部 健康課長	近 田 真
	都市建設部 建設総務課長	谷 崎 美 穂
	都市建設部 道路課長	宮 本 博 瞽
	都市建設部 防災安全課長	津 賀 学
	都市建設部 都市計画課長	白 井 宏 和
	上下水道部 水道業務課長	下 岡 信 二
	市立芦屋病院 事務局総務課長	北 條 晋
	消防本部 総務課長	小 島 亮 一
	教育委員会 管理部管理課長	山 川 範
	教育委員会 学校教育部学校教育課長	荒 谷 芳 生
	教育委員会 社会教育部生涯学習課長	長 岡 一 美

[事務局]

	所 属	氏 名
地域福祉課	課長	細 井 洋 海
	地域福祉係長	頭 井 智 世
	地域支援係長	浅 野 理恵子
	トータルサポート係長	吉 川 里 香
	地域福祉係課員	片 岡 瞳 美

4 市民意見の募集（パブリックコメント）

広く市民の意見を反映した計画とするため、計画原案に対する意見の募集（パブリックコメント）を実施しました。

- 実施期間 平成28年12月26日～平成29年1月25日（1か月間）
- 実施方法 計画原案を市ホームページ、市役所南館1階地域福祉課、市役所北館1階行政情報コーナー、ラポルテ市民サービスコーナー、市民センター（公民館図書室）、図書館、保健福祉センター、市民活動センター（リードあしや）、潮芦屋交流センターで閲覧し、意見を持参、郵送、ファックス、Eメールで提出していただきました。
- 応募件数 7人（33件）
- 意見の要旨
 - ・市民と市の役割と責任について
 - ・住民の権利を守る立場での国への意見提案について
 - ・公民協働の概念について
 - ・情報発信と相談対応に対する行政への期待について
 - ・デジタルツールによる情報発信の必要性について
 - ・「貧困」や「健康悪化」等の対策の計画への反映について
 - ・社会福祉協議会の具体的な活動内容について
 - ・地域福祉推進のための活動区域について
 - ・高齢者の尊厳について
 - ・推進目標と取組の柱について
 - ・取組を考える上でのキーワードについて
 - ・当事者の考え方について
 - ・コミュニティビジネスの進め方について
 - ・重点的に進める取組について
 - ・ボランティアポイント制度について
 - ・複雑な困りごとの解決に向けた取組の方向性について
 - ・青少年や児童の居場所について
 - ・福祉に関わる予算について
 - ・市民と協働で取り組む市職員への期待について
 - ・「地域福祉アクションプログラム推進協議会」の支援の成果について
 - ・たすけ上手の効果と少子化対策について
 - ・高齢者と子ども等の交流について
- 意見への対応 提出された意見を市の見解とともに市ホームページで公表しました。

5 地域の福祉を話しあう市民会議

第3次の計画に芦屋市の地域福祉に関わる様々な人々の思いやニーズを反映するため、現行計画とも関連する地域福祉活動に参加している市民や関係者が日頃の活動の成果や課題を出し合い、解決するための条件や活動を検討・提案するよう「地域の福祉を話しあう市民会議」を開催しました。

○ メンバー 地域発信型ネットワークや地域福祉アクションプログラムに参加している市民、公募市民、関係機関・市の職員など

○ 会議の流れ 第1回 メンバーの自己紹介と活動を通じて感じている課題の共有



第2回 課題が解決された理想の姿の検討とグループづくり



第3回 理想の姿を実現する条件と具体的な活動や事業の検討



(自主ゼミ) 各グループの検討内容の共有と意見交換、進め方の検討



第4回 プロジェクトの企画書づくり



第5回 協働して取り組みたいことのプレゼンテーション

○ 提案された5つのプロジェクト

・イベント仕掛け人

→ 地域の人の顔がわかるように、イベントを支援する仕組みをつくる。

・ALL ASHIYA フェスティバル月間

→ 自分の地域以外のイベントに参加し、人や団体のつながりをつくる。

・スマートおせっかい

→ 支援が必要な人を支えるために、人と人のつながりをつくる。

・あしや玉手箱

→ I C Tを活用した情報提供の仕組みをつくる。

・ワーカー登録（ひとり一役 Part2）（仮）

→ 何かしたいと思っている人が登録し、担い手になってもらう。

（※）市民会議での取組の詳細は『第3次芦屋市地域福祉計画の策定に向けた「地域の福祉を話しあう市民会議」報告書』を参照してください。

6 地域福祉に関する市民意識調査

「地域の福祉を話しあう市民会議」の提案なども踏まえながら、市民の意見を広く取り入れ、より普遍的な意識やニーズ等を踏まえた課題を明らかにして計画に反映していくために、平成27年度に市民意識調査を実施しました。

- 調査の内容
 - ・日常生活の状況や“困りごと”について
 - ・地域福祉への関心や参加について
 - ・地域福祉計画に関する評価について
 - ・回答者の属性について
 - ・地域福祉に関する意見（自由記述）
- 調査の対象者 平成28年2月1日現在の住民基本台帳から、18歳以上の市民3,000人を無作為に（※）抽出しました。
(※)回答者の年齢構成を市民全体の割合に近づけるため、第2次の計画策定時調査の年齢別の回収状況を踏まえて年代ごとの抽出数を定めました。
- 調査の方法 郵送で調査票の配付・回収を行い、自記式の質問紙法で実施しました。調査票は平成28年3月15日に発送し、3月31日を投函の締切としましたが、4月15日までに到着したものは有効として集計に加えました。なお、調査への協力のお礼とあらためて返信をお願いするはがきを3月下旬に発送しました。
- 調査の回収状況 有効発送数は2,982通（不達18通を除く）、有効回収数は1,484通（白紙1通を除く）で、有効回収率49.8%でした。
(※)市民意識調査の結果は『第3次芦屋市地域福祉計画の策定に向けた「地域福祉に関する市民意識調査」報告書』を参照してください。

7 検討部会（ワーキングチーム）

「地域の福祉を話しあう市民会議」の提案や「地域福祉に関する市民意識調査」の結果、第2次芦屋市地域福祉計画の進捗状況と課題などを踏まえ、第3次芦屋市地域福祉計画で重点的・先導的に取り組む事項について具体的な検討を行うため、地域福祉計画策定委員会のワーキングチームとして検討部会を設置しました。

○ 部会の流れ 第1回全体会は提案された五つのプロジェクトからテーマを選定しました。取り組む目的が似ているものをまとめ、グループは以下の三つとなりました。テーマに応じて「参加してほしい人」にも呼びかけながら、話しあいやプロジェクトの実施に向けた取組を進めました。第2回の全体会で、各グループの報告をもとに、取組を通じて感じた「第3次芦屋市地域福祉計画に盛り込んでほしいこと」や「策定委員会で検討したこと」を出しあい、提案をとりまとめました。この間、保健福祉フェアでも各グループの取組を報告し、参加を呼びかけました。

○ 各グループの取組

① 「あしや発信局玉手箱」グループ

テーマ「ICT等を活用した情報の発信の仕組みづくり」

＜活動＞ グループ会議（●回）

- Facebookで保健福祉フェアの情報を発信
- Facebookでのグループの運営に関するルールや体制を検討

検討部会全体会（参加者）

第1回平成28年6月10日（31名）

第2回平成28年9月16日（38名）

② 「スマートおせっかい」グループ

テーマ「つながりや活動の場となる居場所づくり」

＜活動＞ グループ会議（●回）

- 芦屋市創生ワーキングチームとの交流会（合同会議）（●回）
 - 「東灘こどもカフェ」の見学（芦屋市創生ワーキングチームと合同）
 - 『居場所』サミットin神戸に参加（他市の事例の学習）
 - 全世代交流を目的とした居場所イベントを開催（芦屋市創生ワーキングチームと合同）
- * 「きて・みて・やってみてinあしや」（グルメシティ芦屋浜店にて）

③ 「ひとり一役」グループ

テーマ「誰もが気軽に支えあうための参加の仕組みづくり」

＜活動＞ グループ会議（●回）

- まごの定例会参加（●回）
- 「ひとり一役の日」を開催
 - * 第1回 朗読会（まごのにてにて）
 - * 第2回 絵本を読もう！（保健福祉センター3階会議室1にて）

8 第2次芦屋市地域福祉計画に基づく取組と今後の課題

推進目標1 地域福祉への関心と理解を広げます

第2次計画の取組の柱	市・関係機関等の取組（○：計画との関連が大きい取組）	今後の課題
<p>1-1 地域福祉の呼びかけ</p> <p>*地域福祉は、一人ひとりの暮らしに関わるものだということを伝えています。</p> <p>(1) 地域福祉の呼びかけの推進 (2) 地域を大切にする意識づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域発信型ネットワーク」の会議などを通じて発信 ○「地域ひろば」で「緊急・災害時要援護者台帳」について議論し、自助や互助の意識を啓発 ○「ボランティアコーディネーター講座」で自治会への啓発を実施 ・各種事業を通じて意識啓発や交流等の実践活動を推進 ・文化財の指定や活用を通じてまちを愛する意識を啓発、文化財ボランティアを養成・登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・一層の意識づくりと、意識を実践につなぐ取組 ・活動の担い手の確保
<p>1-2 学習と話しあいの推進</p> <p>*学校、公民館、地域、職場等のさまざまなところで地域福祉について学び、考えます。</p> <p>(1) 学校や社会教育等での福祉学習の推進 (2) 地域等での学習や話しあいの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域福祉計画の中学生向け概要版」を市内中学校の生徒ボランティアグループと協働で作成 ○「いのちまもるあしや～減災リーフレット～」をキラッとプロジェクトで作成し、小中学校に配布 ・学校での福祉学習を推進するよう啓発冊子を作成、配布、当事者や支援者等による講演等を実施 ・福祉施設の訪問や職業体験、地域でのボランティア活動等を協働して推進、中学生の「夏休み福祉ボランティア活動」を実施 ・ボランティア講座や社会教育事業で地域福祉講座等を開催 ・地域での出前講座等を積極的に実施 ・地域課題を共有し解決に向けて検討する「市民ひろば」を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部門と学校等とが連携した福祉学習の充実、多様な学習プログラムの作成 ・福祉学習に対する市民のニーズの把握と推進 ・地域福祉に関する話しあいと理解の推進
<p>1-3 情報の発信・伝達</p> <p>*地域福祉のさまざまな情報を発信します。</p> <p>*必要な人に必要な情報が届くよう、きめ細かく伝えます。</p> <p>*必要な情報を自分で得るよう努力します。</p> <p>(1) 広報等を通じた情報発信の充実 (2) 市民と協働した情報伝達の推進 (3) 情報を得る意識づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「情報紙プロジェクト」で、市民目線の情報紙を発行 ○「バスの車内放送」や「宅配弁当へのチラシの添付」等、新たな方法での情報発信を推進 ○「ホームページのアクセシビリティ（利用しやすさ）」を高める取組を推進 ○「外国人への情報提供に関する基本指針」を作成、「やさしい日本語」を促進 ○「情報を主体的に得る意識づくり」を地域の会議等で啓発 ・広報・特集号、ホームページ、まちナビ、各種パンフレットの媒体やイベント等の機会などを活用して、情報を発信 ・制度改正等の情報を広報特集号等で周知 ・必要な人にはダイレクトメールやEメールで通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに応じたよりきめ細かな情報提供 ・情報が的確に伝わっているかの確認と、情報を見つけやすくするための工夫 ・支援者となる周囲の人への情報提供 ・関係機関・団体等連携した地域福祉に関する多様な情報の提供方法の検討

地域等での取組 (推進評価委員会委員の「実施プラン」から)	今後の課題 (要望等も含む)
<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶を通じて、身近な人との関係を見直し、家族の絆について反省し、深めた ・当事者団体の会報で、地域福祉や「一人ひとりの暮らしの幸せの大切さ」への理解を会員に啓発 	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校での福祉事業や体験講座をボランティア団体が実施 ・自治会、当事者団体、ボランティア団体、福祉事業所で学習会等を開催、参加できなかった会員には会報で伝達 ・親子の学びの教室を地域で開催 ・寸劇や疑似体験による学習を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民向けの福祉学習の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や団体、福祉事業所等の広報やホームページ、掲示板等で情報を発信 ・当事者団体で会員の状況に応じた情報を個別に伝達するとともに特化したリーフレットを作成、会員同士の情報交換を実施 ・情報紙プロジェクトで「あしやわがまち通信」を発行、団体等を通じて配布 ・イベントを開催し、多くの人に情報を伝達 ・当事者団体で役員に意識的な情報収集を啓発したり、他団体と交流して情報を収集 ・活動を市民に知つてもらえるように情報を発信 ・他団体が実施するイベント等の情報も発信 ・地区福祉だよりは見守り活動の一環として各戸配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用できるサービスや機関等の一覧表の作成 ・多様なテーマの情報発信 ・情報を伝える人材の養成

推進目標2 暮らしの“困りごと”を適切な支援につなぎます

第2次計画の取組の柱	市・関係機関等の取組（○：計画との関連が大きい取組）	今後の課題
<p>2-1 ニーズの気づき・発見</p> <p>*生活の“困りごと”に早めに気づき、自分で対処したり、必要な支援を求める意識を高めます。</p> <p>(1)ニーズへの気づきと発信への支援 (2)身近なニーズの発見とつなぐ取組の推進 (3)相談機関等によるニーズ把握の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「出前講座」等を通じて、地域での呼びかけやニーズ把握を推進 ○介護予防の「セルフチェック」を実施し、参加を促進 ○「協力事業者による地域見まもりネットワーク事業」で、事業者と連携したニーズ把握を推進 ○「水道の検針」「ごみ収集」等を活かした声かけや支援が必要な人の専門職へのつなぎの実施 ・各種の相談窓口を設置し、窓口の利用を呼びかけ ・民生委員・児童委員等の見守りやつなぎを支援するよう研修等を実施、関係機関へのつなぎを促進 ・地区福祉委員会の活動を通じてニーズの発見を推進 ・「お困りです課」での相談と関係課等への連絡を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関と民生委員・児童委員等のネットワークの充実 ・地域とのつながりが薄い人や意識が低い人への働きかけ
<p>2-2 相談支援の充実</p> <p>*身近なところで気軽に相談でき、アドバイスや支援をしたり、専門的な機関につなぐ取組を広げます。</p> <p>(1)相談窓口の充実 (2)身近な地域での相談支援の推進 (3)コミュニティソーシャルワーカーのしくみづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○保健福祉センターの「総合相談窓口」で、あらゆる相談に対応 ○「コミュニティソーシャルワーカー」が地域の相談に対応、関係機関のスタッフもコミュニティソーシャルワーカーの意識で活動 ○「DV相談室」「若者相談センター」「障がい者基幹相談支援センター」を設置、市役所で「ハローワーク」による就労自立のための職業相談を実施 ○生活困窮者の自立に関する相談支援、認知症の人への専門的なアプローチ、子育てに関する「利用者支援事業」を実施 ○「高齢者生活支援センター」に円滑な相談支援の推進のための職員を配置 ○地域交流拠点やコンビニエンスストア等で「福祉なんでも相談」を実施 ○保健福祉センター内の相談窓口による「総合相談連絡会」や庁内の「連絡票」等を活用して、窓口の連携や情報共有を推進 ○高齢者生活支援センターと民生委員・児童委員、関係機関との連携を推進 ・障がい者相談員による相談や民生委員・児童委員との連携を推進 ・パンフレットや出前講座等で、相談窓口をPR 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関のネットワークシステムの充実 ・連携のための情報共有の充実 ・連携による相談への対応の充実 ・地域の相談活動との連携の充実 ・相談窓口のPRの充実 ・コミュニティソーシャルワーカーの視点による支援の充実

地域等での取組 (推進評価委員会委員の「実施プラン」から)	今後の課題 (要望等も含む)
<ul style="list-style-type: none"> ・当事者団体の交流会で気づきを促進 ・当事者団体で出された課題を発信 ・SOSを発信できるネットワークづくり ・事業者の気づきを民生委員・児童委員や相談窓口につなぐ取組を推進 ・引きこもっている人を気にかける ・自治会のネットワークを活かしてニーズを把握、会員に相談窓口を紹介、つなぎを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズへの迅速な対応
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員が心配ごとの相談を実施 ・自治会から民生委員・児童委員や福祉推進委員に相談 ・当事者団体の交流会で相談を実施 ・ピアカウンセラー（同じ立場で相談にのる人）や障がい者相談員の利用を会員に呼びかけ、当事者団体の会員がピアサポート養成講座を受講 ・団体の相談員から相談窓口へのつなぎを実施 ・教室や講座等を活かした相談の機会づくりを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関する各種団体と専門機関等の連携の強化 ・気軽に相談できる雰囲気づくり

推進目標3 地域生活を支えるサービスや活動を充実します

第2次計画の取組の柱	市・関係機関等の取組（○：計画との関連が大きい取組）	今後の課題
3-1 福祉サービスの充実 *地域で自立して生活できるよう、多様なニーズに応える質の高い福祉サービスを提供します。 (1)地域での生活を支援する福祉サービスの提供 (2)柔軟なサービス提供の推進 (3)サービスの質を高める取組の推進 (4)サービスの担い手の確保	○「関係課・関係機関と連携した個別支援」を実施 ○「L S A」による安否確認や支援を実施 ○高齢者・障がいのある人の「ごみの個別収集」と安否確認を実施 ○「生活困窮者自立相談支援」の取組を推進 ○地域生活を支える「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を実施 ・分野別計画に基づき、日常生活や介護の支援、健康づくり、介護予防、生きがいづくり等の各種サービスを提供 ・サービスの質を高めるための研修や情報提供、指導を実施 ・施設への介護相談員の派遣等も含め、利用者の意見をサービスの質の向上につなぐ取組を推進 ・介護保険の地域密着型サービスの評価を実施	・自立を支援する取組の推進 ・ニーズの分析と、サービス提供の基盤整備 ・複合的なニーズに対応するための協働の推進 ・従事者のスキルアップやサービス評価等の推進 ・身近な地域での事業実施
3-2 地域福祉活動の推進 *さまざまなニーズにきめ細かく応える多様な地域福祉活動をすすめるよう、一人ひとりが「できること」で参加し、多彩な人々に呼びかけて広げます。 (1)多様な地域福祉活動の推進 (2)一人ひとりが「できること」で参加できる取組の推進 (3)「お互いさま」の意識づくり (4)事業者等による地域福祉を推進する取組の推進	○「ひとり一役運動」を推進 ○「団塊世代の地域参加」を推進、「老人クラブ等の高齢者団体」の地域活動を推進、「高齢者生きがいデイサービス事業」を実施 ○「プロボノ」（専門職によるボランティア活動）活動の調査研究を実施 ○「地域発信型ネットワーク」の会議等で、地域福祉を啓発 ○「訪問販売事業者やコンビニエンスストア」と協働した見守りを推進 ・「小地域福祉活動の手引き」により、地区福祉委員会の活動を推進 ・公園に健康遊具を設置	・たすけあいの意識による地域福祉活動の啓発 ・日常のちょっとした困りごとを支援する取組の推進 ・自治会等と連携した活動の推進 ・地域の活動とN P O等の協働 ・地域福祉アクションプログラム推進協議会への参加者の拡大 ・主体的な意識づくりの働きかけ
3-3 多様な連携による支援 *新たなニーズや困難な課題が起きたときはみんなで集まって話しあい、力をあわせて取り組みます。 (1)協働で課題を解決する取組の推進	○「トータルサポート」を活かした連携による支援を推進 ○高齢者、障がいのある人、子どもを含めた「地域ケア体制」による支援を推進 ○「自立支援協議会」を通じた連携による障がい者支援を推進 ○N P Oと連携したフードバンクの活動を推進 ・芦屋病院の地域連携室が退院後の連携を推進	・地域発信型ネットワークを活かした課題解決の推進 ・支援が必要な人への地域の理解と連携の推進 ・制度の狭間や複合的な課題に連携して対応するシステムづくり

地域等での取組 (推進評価委員会委員の「実施プラン」から)	今後の課題 (要望等も含む)
<p style="text-align: center;">――</p>	<p style="text-align: center;">――</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会のネットワークで身近な“困りごと”に取り組み、対応できないことは小地域福祉ブロック会議で推進 ・当事者団体の会員も地域のボランティアに参加 ・親子教室を地域で開催 ・当事者団体の案内を、市の協力を得て対象者に郵送 ・「ひとり一役」によるマッチングを実施 ・市民有志が「プロボノセンター」を設立 ・地域の祭りで「地域福祉アクションプログラム推進協議会」の活動を紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・市や関係機関等と連携した問題解決の推進 ・男性介護者などの新たな組織化 ・外に出る楽しみづくり ・多くの住民への参加の促進
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員が把握した課題を関係機関と検討し、対応 ・多様な活動を行う団体が連携し、協議や提案を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人や特技のある人を登録してつなぐ仕組みづくり

推進目標4 権利をまもる取組を充実します

第2次計画の取組の柱	市・関係機関等の取組（○：計画との関連が大きい取組）	今後の課題
4-1 権利擁護の意識づくり *お互いのニーズを理解し、権利を尊重して生活する意識を高めます。 (1)権利を尊重する意識づくりの推進	○リーフレットや広報等を活用し、権利擁護や虐待の防止や通報などの啓発や研修を実施 ○「共生社会づくりの実践力を育てる教育」を学校で推進 ○「権利擁護ワークショップ」を開催し、事例の共有を推進	・啓発の一層の推進
4-2 権利侵害・虐待対応の充実 *権利侵害や虐待を予防するための支援と迅速・的確な対応を、地域の力をあわせてすすめます。 (1)権利擁護支援の充実 (2)虐待の防止と対応の充実	○「権利擁護支援センター」「DV相談室」を設置 ○権利擁護支援センターに「障がい者虐待防止センター」機能を併設 ○「要保護児童対策地域協議会」による取組として、児童虐待に連携して対応するための研修やマニュアルを作成、「家庭児童相談システム」を導入 ○「養育支援ネットワーク」の家庭訪問で早期発見と支援を実施 ○「Maybe-Sheet」による庁内連携による支援の推進 ○虐待事案への迅速な対応を実施	・一層の連携による取組の推進 ・支援体制の充実とスキルアップ
4-3 後見的支援の充実 *判断能力が不十分な人が自立した生活ができるよう、支援します。 (1)後見的な支援の充実	○「成年後見制度利用支援事業」による支援を実施 ○権利擁護支援センターでは、「法人後見」や「福祉サービス利用援助事業」「財産保全サービス事業」の機能を有している ○「権利擁護支援者養成研修」「スキルアップ研修」を開催	・制度の周知と利用の促進 ・ニーズに対応した基盤や体制の整備

推進目標5 人と人のつながりを広げます

第2次計画の取組の柱	市・関係機関等の取組（○：計画との関連が大きい取組）	今後の課題
5-1 地域でのつながりづくり *あいさつや交流を積極的に行い、困ったときにはたすけあえるつながりと“絆”を広げます。 *地域で支えあうために必要な個人情報の共有について、話しあいをすすめます。 (1)地域組織の活動への支援 (2)多様なつながりづくりの推進 (3)支援が必要な人を地域で支えるつながりづくり (4)地域福祉推進における個人情報のあり方の検討	○「地域発信型ネットワーク」で地域での会議の開催を支援し、地域の取組を共有 ○「救急医療情報キット」を活用した要支援者等の把握を推進 ○高齢者が学校に出向いて「世代間交流」を行う取組を推進 ○「市民活動フェスタ」で市民活動団体の連携を支援 ○「安心こども基金」を活用してグループの活動を支援 ○「東日本大震災の避難者との交流活動」を支援 ○「緊急・災害時要援護台帳」の整備を推進 ○「個人情報保護」の啓発や「個人情報の共有」の検討を実施 ・「自主防災連絡協議会」「まちづくり防災グループ連絡協議会」で地域の活動や合同での活動を支援 ・コミュニティ・スクールの地域福祉活動やネットワーク活動、地区集会所での事業などを支援 ・老人クラブの活動への支援や加入の呼びかけを実施 ・自治会加入のチラシを作成し転入者等に案内、自治会の情報をホームページで提供	・課題解決の取組の推進 ・担い手の高齢化や後継者の不足に対応した新たな担い手づくり ・地域特性に応じた取組の推進 ・目的を共有する団体の相互協力の推進

地域等での取組 (推進評価委員会委員の「実施プラン」から)	今後の課題 (要望等も含む)
<ul style="list-style-type: none"> ・当事者団体で学習や話しあいを実施、会報で伝達 ・福祉事業者が事業を通じて説明等を実施 ・障がい種別によるニーズの違いなどの理解を会員に啓発 ・「互いに協力する」という意識での活動を推進 ・権利擁護に関する学習をプロボノで支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいや認知症について理解する人の拡大
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人に対する権利侵害の解決方法を、当事者団体の相談員で検討 ・サービスの利用を会員に呼びかけ ・障がいのある人の選挙権行使について団体で検討 ・障がいのある人のスムーズな選挙行動についての提案を会員に伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・市や関係機関等と連携した問題解決の推進 ・児童虐待等を予防するための学びの推進 ・子どもに接する先生等への支援
<ul style="list-style-type: none"> ・支援の利用を会員に呼びかけ 	

地域等での取組 (推進評価委員会委員の「実施プラン」から)	今後の課題 (要望等も含む)
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事などを活かして交流を推進 ・当事者同士で助けあえるように交流を推進、家族や友人にも参加を呼びかけて助けあえる関係づくりを拡大 ・地域での英会話講座を通じて、障がいのある人とない人の出会いを推進 ・地域で様々なイベントを開催 ・転入者等への自治会加入の促進 ・団体が地域のイベントに参加し交流を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション等も含めた自治会加入の推進 ・地域の祭りなどを活かした若い人の参加の促進 ・障がいや認知症等についての正しい理解の推進 ・コミュニケーションのためツールの普及 ・災害時支援のためのつながりづくり

推進目標6 安心・安全でバリアのない生活環境をつくります

第2次計画の取組の柱	市・関係機関等の取組（○：計画との関連が大きい取組）	今後の課題
6-1 災害時の支援 *災害時にだれもが安全に避難できるよう、日頃から準備をすすめます。 (1)避難等に支援が必要な人を支える取組の推進 (2)避難生活に関する支援の推進	○「緊急・災害時要援護者台帳」を作成・更新し、見守り活動や避難計画の策定を推進 ○災害時の外国人への支援を検討、避難所に多言語シートを配備 ○「地域ひろば」を通じた自治会との課題共有と協議を実施 ○学校と地域との連携なども含めた「避難訓練」を実施 ○「福祉避難所」を指定し、マニュアル作成や訓練を実施 ・避難情報マップの配布や標高表示板の設置等で啓発を実施、携帯できるサイズの防災情報マップ等を配布 ・自主防災会を組織化 ・避難所用の資機材を購入 ・市立芦屋病院は「災害時の地域拠点病院」としての機能を整備 ・「災害ボランティアセンター」の設置に関する整備を実施	・「緊急・災害時要援護者台帳」を活用した支援体制の構築 ・様々な災害を想定した訓練等の実施やガイドラインの作成 ・自治会や福祉事業所等との連携の強化 ・災害ボランティアセンターの推進体制の充実 ・防災情報を得にくい人への支援
6-2 バリアフリーのまちづくり *だれもが安心して快適に外出し、社会参加ができる環境をつくります。 (1)バリアのないユニバーサルデザインのまちづくり (2)快適な歩行空間づくり (3)移動に関する支援の充実	○「まちあるき点検」「マップ作成」等による啓発を実施 ○「公共施設のバリアフリー化の情報」を発信 ○「ゆずりあい駐車場」の普及を推進 ○「わがまちベンチプロジェクト」で、地域と連携してベンチを設置 ・バリアフリー基本構想に基づく阪神芦屋駅周辺の整備を実施 ・学校や道路、園などのバリアフリー化を推進 ・高齢者のバス運賃の割引を実施、ノンステップバスの導入を支援 ・移動支援やタクシー・自動車使用費用の助成を充実 ・運転ボランティアによる高齢者の移送サービスを実施	・通学路等の問題箇所の改善 ・公共交通に対するニーズの把握と、移動に関する支援の充実
6-3 防犯・交通安全の推進 *犯罪や事故のない安全なまちを、地域の力をあわせてつくります。 (1)安全なまちづくりの推進	○「防犯グループ」等の活動を支援 ○保健福祉フェアで「消費者フェア」を開催 ・交通安全教室、振込詐欺街頭啓発、消費生活相談等を実施 ・通学路交通安全プログラムで点検と整備を実施	・弱い立場に置かれたがちな人に焦点を当てた取組の推進 ・地域で見守る意識の高揚 ・防犯カメラ等の活用 ・交通ルールやマナーの徹底
6-4 住環境の充実 *介護や支援が必要になっても安心して暮らせる住まいづくりをすすめます。 (1)多様なニーズに対応できる住宅づくりの推進	○「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく整備とユニバーサルデザイン化を推進 ・住宅改造などへの助成を実施 ・グループホーム等の整備を推進	・公的住宅の確保とユニバーサルデザイン化 ・転居等に関する支援の推進

地域等での取組 (推進評価委員会委員の「実施プラン」から)	今後の課題 (要望等も含む)
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の自主防災会を設置、「救急医療情報キット」の取組や学習等を実施 ・コミュニティ・スクールの自主防災連絡協議会で防災訓練を実施 ・当事者団体で学習会を実施、防災等の情報と自覚を促す呼びかけを会報に掲載 ・福祉事業者が「緊急・災害時要援護者台帳」への登録を呼びかけ ・地域福祉アクションプログラムで「いのちまもるあしや～減災リーフレット～」を作成・配布 ・団体を対象としたAED講習会や避難訓練を実施 ・災害時要配慮者支援について民生委員・児童委員と自治会等で協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する情報の把握、学習会の開催 ・災害時要配慮者を含めた訓練の実施 ・日頃からのつながりづくり
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が生活する上での危険箇所や便利な施設などの情報を収集・共有・発信するプロジェクトを実施 ・バリアフリー講座を開催し、市民の理解を促進 ・障がいがあることを伝えるバッジを作成 ・公共施設のバリアフリーチェックに当事者団体が参加 ・民生委員・児童委員宅に車いすを配置し、近隣での利用を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の導入に向けた取組 ・危険箇所等の改善に向けた取組 ・認知症サポートの一拡大と徘徊等の見守りの推進
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会で情報を共有 ・音声信号設置に関する署名を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に関する意識の高揚、学習等の実施 ・路側帯のカラー舗装等の推進 ・警察官等の認知症への理解
<ul style="list-style-type: none"> ・制度を利用した住宅改修を会員に呼びかけ 	

推進目標7 地域福祉の活動を支えるしくみを充実します

第2次計画の取組の柱	市・関係機関等の取組（○：計画との関連が大きい取組）	今後の課題
7-1 活動拠点の充実 *地域の多様な資源を活かして、利用しやすい活動拠点を増やします。 (1)地域の活動拠点の充実 (2)福祉センターの機能の充実	○「高齢者生活支援センター」、「みどり地域生活支援センター」が情報や交流の場を提供 ○小学校のゆうゆう俱楽部を活用した活動を実施 ○「保健福祉センター」の地域福祉拠点機能を強化 ○「保育所」で地域の親子や世代間等の交流の場を提供 ○「地域交流拠点」を設置 ・地区集会所を整備 ・市民活動センターで活動拠点を提供 ・商店街の空き店舗を活用して地域交流拠点を設置	・多様な活動拠点の確保 ・保健福祉センターの一層の活用 ・地区集会所の一層の活用
7-2 活動財源の確保 *地域福祉活動への参加としての“寄附文化”を広げながら、多様な方法で活動の財源を生み出します。 (1)地域福祉活動の財源確保の推進 (2)有償型の活動等の推進	○高齢者団体の地域福祉活動を促進する補助金等を交付 ・社会福祉協議会の会員会費制度を実施 ・共同募金運動を実施 ・ふるさと寄附金を推進し、記念品の贈呈を開始 ・ファミリーサポートサービス、シルバー人材センターへの支援等を実施 ・NPO法人等についての情報を収集	・活動を通じた自主財源の創出 ・寄附に対する意識づくり ・助成金等の活用の推進
7-3 活動への支援 *“楽しく”，“しっかり”活動できるよう支援するしくみと取組を充実します。 (1)コミュニティワークをすすめる体制の充実 (2)楽しく活動できる支援や環境づくり	○「市民が創る福祉プロジェクト展」を開催、「地域福祉アクションアワード」で活動の報告と表彰を実施 ・民生委員・児童委員と関係機関等の連携を支援 ・NPOへの相談等の支援を実施 ・ホームページを通じて団体等の紹介を実施	・課題解決のための活動の支援
7-4 協働活動・事業の推進 *“公と民”，“民と民”的な協働で、具体的な活動や事業をすすめます。 (1)公民協働の活動・事業の推進 (2)多様な協働をすすめるテープルづくり	○「地域福祉アクションプログラム推進協議会」の活動を推進 ○「こどもフェスティバル」を公民協働の実行委員会で実施 ○「市民活動センター」が個人、団体、行政を結ぶ中間支援を推進	・協働事業への参加の拡大 ・事業所等との連携の推進
7-5 ネットワークの充実 *地域のさまざまな人々が出会い、協議し協働するしくみを充実します。 (1)地域発信型ネットワークの充実 (2)地域の活動を施策や制度に活かす取組の推進	○「地域発信型ネットワーク」を改編し、課題解決の実践を推進 ○「地域包括ケア」の構築に向けた取組を推進 ○「生活困窮者自立相談支援」を通じた地域づくりを検討	・地域の課題を市域で協議する仕組みづくり ・団体等が対等に協議できる場づくり

地域等での取組 (推進評価委員会委員の「実施プラン」から)	今後の課題 (要望等も含む)
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の活動を集会所で実施 ・保健福祉センター等を拠点として活動を実施 ・保健福祉センターの利用者アンケートを実施 ・地域で利用できる場所を探した ・会員宅の空きスペースを利用した集いの場を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の空いた時間の活用 ・集会所の利用率の向上 ・マンションの集会所等の活用 ・他団体と連携した場所の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会のネットワークで各種募金や資源回収を実施 ・手作り品の販売等で財源を確保 ・各種財団の助成金等を活用、ダイレクトメールで情報提供 ・会員に寄附を呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体としての資金確保の取組 ・助成金等に関する情報を発信
<ul style="list-style-type: none"> ・活動の悩みを会員で共有し解決に向けて取組 ・団体交流会や市民活動フェスタを開催 ・会員の活動を会報で周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者活動へのボランティアの支援
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会連合会でまちづくり懇話会を開催 ・当事者団体の役員が各種委員会や団体に参画、協働 ・イベントでの協働などを通じて、活動への理解を推進 ・多様な団体による課題解決の場を構築 ・災害時要配慮者支援を公民協働で推進 ・要配慮者支援ガイドブック（平成29年度の配布を予定）の作成に当事者団体が協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁内の連携の一層の推進 ・小さな活動との協働の推進 ・他団体への支援（支えあい）
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会連合会のブロック会組織を強化 ・東日本大震災被災者との交流や支援のネットワークづくりを支援 ・団体のチラシ等を市の窓口で配布してもらうことを通じてネットワークを強化 ・多様な団体の交流とネットワークの場を設置 ・地域福祉市民会議に当事者団体の会員が参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題に応じたエリアでの解決 ・生活に密着した事業者等との連携

9 用語の説明

(50音順)

○ ICT (Information and Communication Technology)

「情報通信技術」のこと。IT(Information Technology)とほぼ同じ意味で、コンピュータ技術の活用に着目して使われている。

○ NPO (Not-for-Profit Organization)

営利（団体の構成員への収益の配分）を目的とせずに、市民活動や公共的な活動を行う民間団体の総称。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体を「特定非営利活動法人」といいますが、法人格の有無にかかわらず、福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力などの様々な分野で、社会の多様なニーズに応える活動が行われている。

○ SNS (Social Networking Service)

通信ネットワークを通じてつながりの場を提供するサービス。

○ インフォーマル支援者

法律や制度に基づいて行われる公的なサービス（フォーマルサービス）に対し、制度外で支援する活動や事業（インフォーマルサービス）を行うボランティアグループやNPOや、家族・親族、近所の人など。

○ 打出いこいの場 まごのて

平成24年に国の補助事業である安心生活創造事業を芦屋市がモデル事業として行った取組のひとつで打出商店街の中にあり手芸教室や、季節のイベントを行うなど、地域交流の場になっている居場所のこと。

○ 協力事業者による地域見まもりネットワーク事業

新聞配達や郵便配達など一般家庭に出入りする機会のある業者や地域住民が利用するスーパー・コンビニ等が市と協定を締結又は社会福祉協議会に協力事業者として登録し、民間企業による見守り活動を行うネットワークのこと。

○ 緊急・災害時要援護者台帳

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人などが、緊急・災害時に避難が遅れたり、安否がわからないといった状況にならないよう、氏名、住所、緊急時の連絡先などの情報を登録いただき、本人の同意の範囲で関係機関等で共有し、平常時から地域との関わりあいを持ち、緊急・災害時に役立てることを目的とした台帳。

○ 権利擁護支援システム推進委員会

高齢者及び障がいのある人の虐待及びその他の権利侵害の防止策、高齢者・障がいのある人の権利を守るために支援策及び権利擁護支援センターの機能を含めた地域における権利擁護支援システムの推進と検討等を行うために設置された組織。

○ 権利擁護支援者養成研修

誰もが地域で自分らしく暮らす為に必要な支援のひとつである権利擁護支援の担い手を養成するために権利擁護支援センターが主催する研修のこと。

○ 権利擁護支援センター

保健福祉センター内にある高齢者・障がいのある人などの権利擁護に関する相談から支援までを一元的、専門的に対応する機関。

○ 合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては対応に努めること）が求められるもの。

○ 高齢者生活支援センター

地域の高齢者への総合的な支援を行う機関。本市では地域包括支援センターの名称を「高齢者生活支援センター」とし、市内4か所に設置している。

○ 國際文化住宅都市

本市のみに適用される地方自治特別法として、住民投票を経て「国際文化住宅都市建設法」が昭和26年に制定。この法律は、芦屋市が国際文化の立場から恵まれた環境、住宅都市としてすぐれた立地条件を有していることから、外国人の居住にも適合するまちづくりを行い、国際文化の向上と経済復興に寄与することを目的としたもので、本市のまちづくりの理念の基礎になっている。

○ コミュニティ・スクール（通称コミスク）

小学校を学校の教育活動に支障のない範囲内において、地域住民に開放し、自主的な文化活動・スポーツ活動や地域活動を行うことを通じて、住民相互の連帯感や自治意識を高め、よりよいコミュニティの創造・発展を目的として活動しているもの。

○ コミュニティソーシャルワーク

福祉に関する様々な問題を把握・発見し、公的なサービスだけでなく、地域のあらゆる力を活かしていくようコーディネートしたり、新たな資源や制度を創り出しながら解決・改善し、あわせて、個別の課題を共有して地域の福祉力を高めて、課題の再発を防いでいくことを目指した、非常に幅の広い取組のこと。

○ コミュニティビジネス

市民の生活に密接に関わる課題を解決するために、地域の人材や資源を活用して、ビジネス的な手法で取り組む活動や事業をいいます。

○ コミュニティワーク

市民が主体的に地域の福祉課題を解決するために活動に取り組むよう、促進・支援する専門的な手法のこと。

○ 災害時要配慮者

乳幼児，障がいのある人，病人，高齢者，妊婦，外国人等，災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難な人のこと。

○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障がいを理由とする差別の解消を推進することにより，すべての国民が，障がいの有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指して平成25年6月に公布された法律（平成28年4月1日施行）。

○ 自立支援協議会

障がいのある人の自立した地域生活を支援するため，障がい福祉に関するシステムづくりや関係機関のネットワークの構築などについて，福祉，雇用，教育，医療等の分野の関係者や障がい者団体等が参加し，協議を行うことを目的として設置された組織。

○ 生活困窮者自立支援推進協議会

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について，関係機関等が連携し，情報共有を行うとともに，支援に必要なネットワークを構築するため設置された組織。

○ 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき，経済的な困窮や社会的孤立の状態にある人などを対象に，一人ひとりの困りごとや不安の相談に応じて，支援プランと一緒に考え，安定した生活に向けて仕事や住まいなど様々な面での支援を寄り添い行う事業。

○ 成年後見制度

認知症，知的障がい，精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について，本人の権利を守る援助者（「成年後見人」）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度。判断能力に応じて「後見」，「補佐」，「補助」の3制度がある。中でも援助者が一般市民の場合を「市民後見人」，法人が援助者の場合を「法人後見」という。

○ セルフネグレクト

本人の意思や認知症などによる判断力の低下によって，食事や健康管理，衛生の保持など，生活を維持するために必要な行為を行う意欲や能力を失い，健康や生命が脅かされている状態のこと。

○ 創生総合戦略

少子高齢化の進展への対応や，東京圏への人口集中の是正のために制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づき，芦屋市では平成28年3月に「芦屋市創生総合戦略（芦屋市人口ビジョン・芦屋市総合戦略）」を策定。

○ 地域共生社会

福祉を担い手側と受け手側に分けるのではなく、地域のあらゆる住民が「我が事」として主体的に取り組むとともに、各制度に基づいて提供されてきた福祉サービスを「丸ごと」に転換することで、地域包括ケア（次頁参照）が深化された社会。

○ 地域発信型ネットワーク

地域での福祉課題を早期に発見し、課題解決に向けた取組を進めるため、自治会などの地域住民や民生委員・児童委員、行政、専門職、関係団体による情報共有・連携強化を目的とする会議を開催したり、課題解決に向けた具体的な取組を進めるシステムのこと。事務局は社会福祉協議会が担う。

○ 地域福祉のプラットフォーム

地域福祉を多くの市民、団体、事業者、市・関係機関などの参加と協働で推進していく上で、誰もが対等な立場で参加し、話しあいや協働を進めるためのテーブルをイメージしているもの。

○ 地域包括ケア

要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住まい・医療・介護予防・生活支援を一体的に提供していくこと。

○ 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るために設置された組織。

○ 地域密着型サービス運営委員会

介護保険法に規定する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営を確保するにあたり、関係者の意見を反映させ、学識経験を有する者の知見の活用を図るために設置された組織。

○ 地区福祉委員会

民生委員・児童委員と福祉推進委員が定期的に見守り情報を共有したり、地区における活動のほか、地区だよりを発行するなどの活動を行う会議体のこと。

○ 特別支援教育センター

保健福祉センター内にある障がいのある子どもに対する教育的な支援の拠点。専任の指導員を配置し、学校園や保護者等への相談、支援を行っている。

○ トータルサポート

本市の地域福祉課にトータルサポート係を設置し、各種制度の対象とならない人への支援を保健師の専門性を活かして実践する仕組みのこと。

○ パブリックコメント

市の施策の策定にあたり、その施策の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民の意見を提出する機会を設け、提出された意見に対する市の考え方及び結果を公表する手続のこと。

○ PDCAサイクル

事業や活動の推進において、計画（Plan）→ 実行（Do）→ 点検（Check）→ 改善（Action）を繰り返すことで、継続的に改善を進めていく手法。

○ ファシリテーター

会議や参加型の学習などにおいて、中立な立場で議論をスムーズに調整し、相互理解や合意形成に向けて深い議論がなされるよう支援すること。

○ 福祉サービス利用援助事業

判断能力の低下により、福祉サービスを選ぶことができない又は利用料が支払えない人に自分で福祉サービスを選び、利用しながら安心して地域で暮らせるように、社会福祉協議会が「福祉サービスの利用を援助する」ための事業。

○ 福祉推進委員

社会福祉協議会から委嘱された地域福祉を推進する活動を行う人。地域の見まもりや高齢者の生きがいづくり活動など自主的な活動を行いながら、福祉のまちづくりを推進している。

○ 福祉でまちづくり

誰もが安心して暮らせる地域や社会づくりを目指す「福祉のまちづくり」を一層積極的に捉えて、多くの市民の生活と関わりが大きく、関心が高まっている福祉をテーマとした活動や事業などを推進することで、活力のあるまちづくりを進めようという考え方。

○ ボランティア活動センター

保健福祉センター内にあるボランティア活動を「必要としている人」と「活動している人（団体）」「活動したい人」のコーディネートを行う機関。また、ボランティアに関する相談窓口として、様々な情報を集め、ボランティア活動を支援している。

○ 民生委員・児童委員

地域の中から選ばれ、自治体の推薦会を経て厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。自らも地域住民の一員として、地域を見守り、地域の身近な相談に応じ、必要な支援が受けられるよう専門機関とのつなぎ役も担う。

○ ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

○ 要保護児童対策地域協議会

児童虐待や非行等、0歳から18歳未満の子どもとその家庭に関わる問題や養育支援が必要な妊婦等について、法律に基づき、関係機関などの連携により適切な支援を図る組織のこと。

○ 若者相談センター

体育館・青少年センター内にある社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり、ニート、不登校等の困難を有する子ども・若者及びその家族の自立や支援を行うための若者相談窓口のこと。

第3次芦屋市地域福祉計画

平成29年 月

発行 芦屋市

〒659-8501

兵庫県芦屋市精道町7-6

TEL 0797-38-2040

FAX 0797-38-2060

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>

編集 芦屋市 福祉部 地域福祉課

